

令和6年度静岡県依存症対策連絡協議会 次第

日時：令和7年2月27日（木）午後1時30分から3時まで

場所：J R 静岡駅ビル パルシェ7階貸会議室 第2会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題
 - (1) 令和6年度依存症対策総合支援事業について
 - ア アルコール健康障害対策
 - イ ギャンブル等依存症対策
- 4 報告事項
 - (1) 薬物依存症対策について
- 5 閉 会

【配布資料】

<アルコール健康障害対策>

- 資料 1-1 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況
- 資料 1-2 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の概要
- 資料 1-3 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況（詳細）
- 資料 1-4 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の活動指標
- 資料 1-5 （参考資料）健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（抜粋）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001223643.pdf>)

<ギャンブル等依存症対策対策>

- 資料 2-1 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況
- 資料 2-2 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要
- 資料 2-3 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況（詳細）
- 資料 2-4 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の活動指標
- 資料 2-5 （参考資料）依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査」報告書 概要
(<https://www.ncasa-japan.jp/pdf/document98.pdf>)

<薬物依存症対策>

- 資料 3-1 静岡県における薬物乱用の現状と課題
- 資料 3-2 令和6年度静岡県薬物乱用対策推進方針の策定/概略図
- 資料 3-3 令和6年度の薬物乱用防止に係る取組計画

令和6年度静岡県依存症対策連絡協議会 出席者名簿

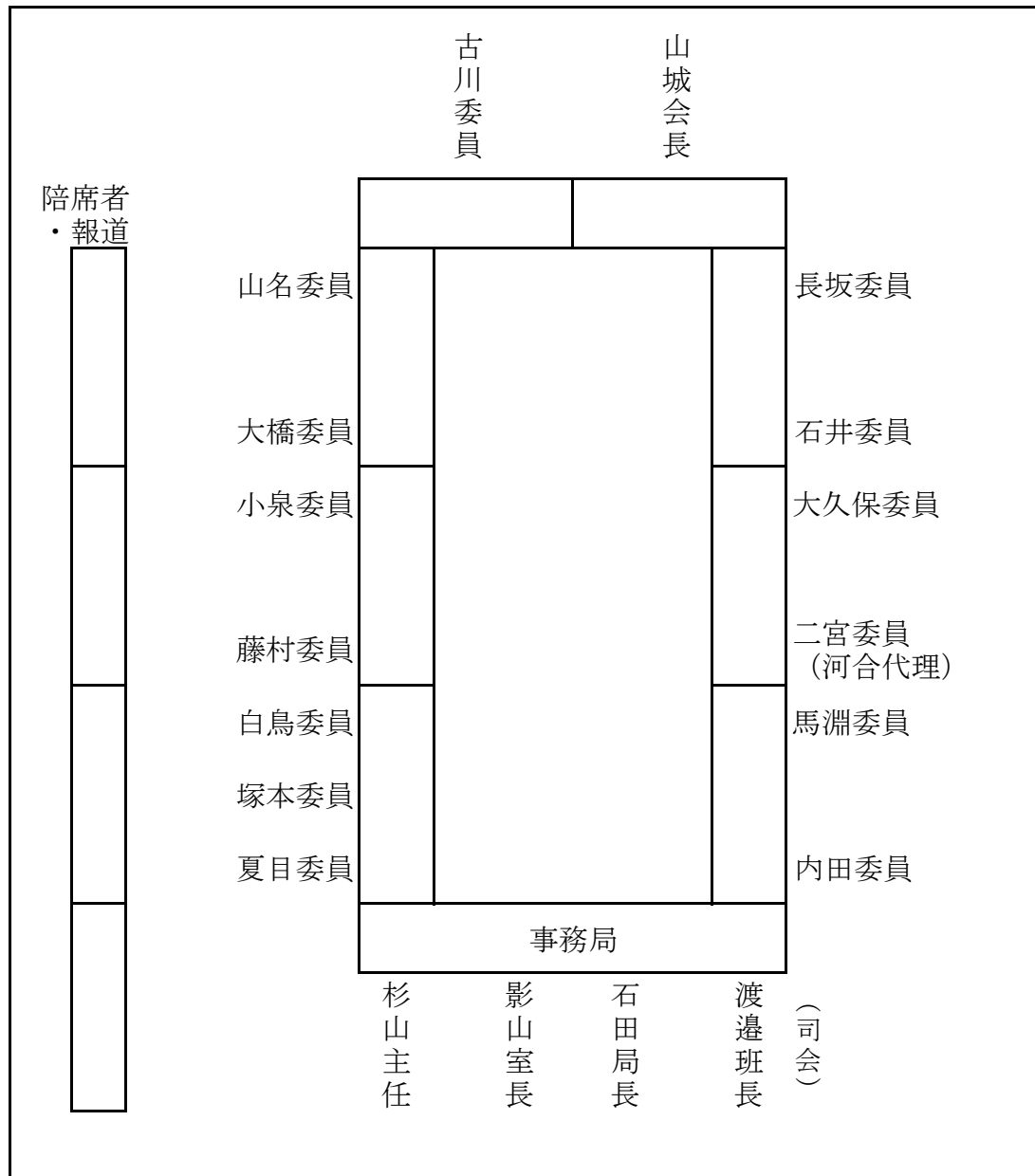
1. 委員

所 属	役 職	氏 名
一般社団法人静岡県医師会	理事	高木 勇人（欠席）
聖明病院	院長	古川 愛造
服部病院	院長	山名 純一
静岡県立こころの医療センター	院長	大橋 裕
静岡県精神神経科診療所協会	院長	近藤 直樹（欠席）
静岡県精神保健福祉士協会	会長	菅原 小夜子（欠席）
公益社団法人静岡県断酒会	理事長	小泉 登資
静岡ダルク	代表	藤村 現
スルガダルク	施設長	白鳥 裕也
G A 静岡グループ	代表	塚本 寿高
静岡県教育委員会健康体育課	課長	夏目 伸二
静岡福祉大学	名誉教授	山城 厚生
静岡福祉大学社会福祉学部	教授	長坂 和則
静岡保護観察所	所長	石井 法子
静岡市こころの健康福祉センター	所長	大久保 聡子
浜松市精神保健福祉センター	主幹	河合 龍紀（代理）
静岡県保健所長会	御殿場保健所長	馬淵 昭彦
静岡県精神保健福祉センター	所長	内田 勝久
事務局	障害者支援局長	石田 雄一
	精神保健福祉室長	影山 洋子
	精神保健福祉班 班長	渡邊 敏宏
	精神保健福祉班 主任	杉山 健太

2. 陪席者

所 属	役 職	氏 名
静岡市保健所精神保健福祉課	主査	葉山 理依子
浜松市障害保健福祉課	主任	政本 佳苗
静岡県精神保健福祉センター	班長	市川 のぞみ

令和6年度静岡県依存症対策連絡協議会 座席表



第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況

1 「第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画」の策定

第 1 期計画の策定から 6 年が経過したことから、課題や関係機関の皆様からの意見を踏まえ、令和 6 年 3 月に 6 年間を新たな経過期間とした「第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画」を策定した。

2 計画の概要

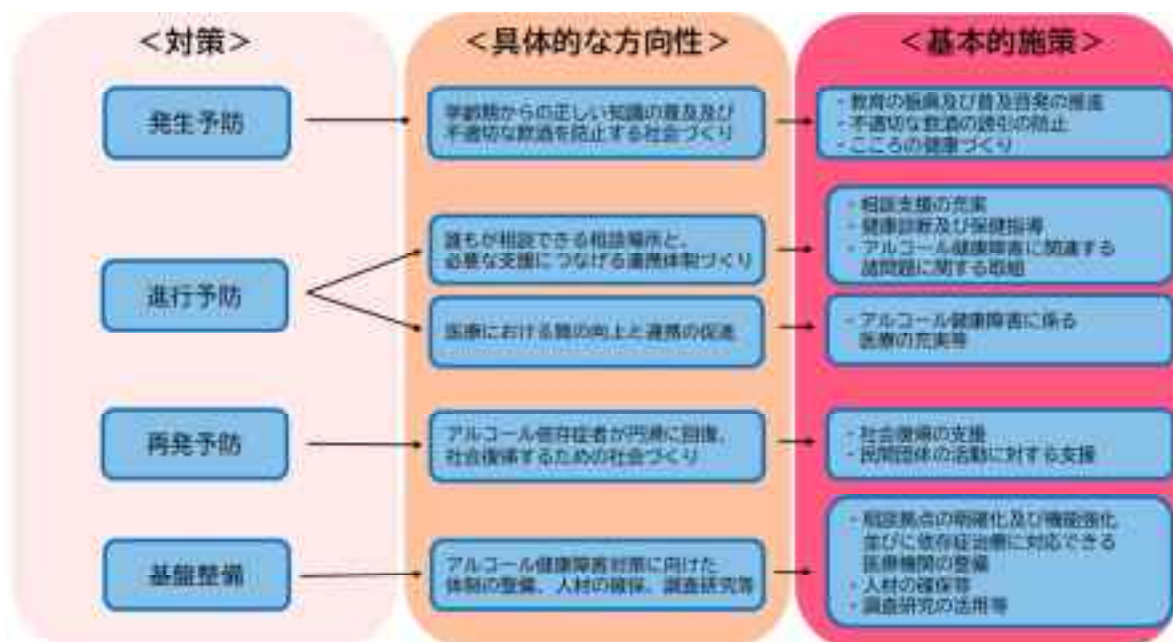
計画の位置付け	都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項） 努力規定
計画期間	令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）
基本目標	アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す

3 重点目標

重点目標①	学齢期の段階から飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
達成目標①	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性 12%、女性 6% まで減少させること（次期健康増進計画との整合） ②未成年者の飲酒をなくすこと ③妊娠中の飲酒をなくすこと
重点目標②	アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
達成目標②	①地域における相談拠点の明確化及び機能強化 ②依存症治療拠点機関と連携した、依存症治療に対応できる医療機関の整備

4 施策体系

※「【資料 1 - 2】第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の概要」のとおり



5 取組状況

(1) 依存相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題についての相談に応じることにより、依存症に関する知識の普及、依存症当事者やその家族への支援を行う。中部（月3回）において、専門相談員による相談を実施している。

・県精神保健福祉センターでの依存相談（対面）

依存物質・行為	延べ件数（R4）	延べ件数（R5）	延べ件数（R6）※
アルコール	14 件	13 件	2 件
薬物	2 件	5 件	1 件
ギャンブル	30 件	16 件	7 件
その他（ゲーム・ネット、性、買い物等）	39 件	13 件	20 件
合 計	85 件	47 件	30 件

※令和6年度は12月末時点

・県精神保健福祉センターでの依存相談（電話）

依存物質・行為	延べ件数（R4）	延べ件数（R5）	延べ件数（R6）※
アルコール	68 件	73 件	45 件
薬物	20 件	24 件	13 件
ギャンブル	72 件	65 件	36 件
その他（ゲーム・ネット、性、買い物等）	29 件	23 件	18 件
合 計	189 件	185 件	112 件

※令和6年度は12月末時点

(2) リカバリーミーティング

アルコール、薬物、ギャンブル等の様々な依存を抱えた当事者及び家族を対象に、認知行動療法を取り入れたグループミーティングを実施することにより、依存症からの回復を図るとともに、依存問題を抱える者の生活を支える。また、ミーティングへの継続的な参加により、地域の自助グループへつなげる。

会場	実施回数（R5）	延べ参加者数（R5）	実施回数（R6）	延べ参加者数（R6）
中部（静岡）	23 回	68 名	18 回	45 名
東部（沼津）	11 回	42 名	6 回	15 名
合計	34 回	110 名	24 回	60 名

※令和6年度は12月末時点

・SBIRTS普及促進セミナー（断酒会主催、静岡県精神保健福祉センター共催）

開催日	開催場所	研修テーマ	参加者数
R6. 12. 15	静岡市グランシップ （ハイブリッド開催）	SBIRTS の解説と普及促進について講演 SBIRTS の実践（ワークショップ） 等	129 名

6 アルコール健康障害対策連絡協議会

日時	令和6年9月19日（木）
場所	障害者働く幸せ創出センター （静岡市葵区呉服町2丁目1-5 5風来館4階）
意見 （抜粋）	・依存症の相談機関や治療拠点について、行政機関の人だけではなく、御家族の方や県民の方、福祉関係の方、民生委員さん、学校の先生方など、皆さんが「依存症の相談拠点はここだよ。」と、どの程度知っているかが課題。 ・子供の飲酒防止に向けて、御家族の配慮、御家族への普及啓発も大切。 ・福祉の現場では高齢者の飲酒が問題となっている。重層的な支援がされる中で、きちんと依存症の相談ができる拠点が各地域にあるかということ、まだ足りない印象を受ける。アンケートを見ても、県民の方がアルコール依存症を相談できる場所を知らないと思われるので、もっと普及啓発していけたらよいと思う。 ・SBI RTSを普及することで、病院から断酒会につないだり、医師が依存症治療を嫌がるということが少なくなってくると思う。 ・森地区の遠江断酒会では県議の方に顧問をしていただいております、行政や包括支援センター、森町病院と断酒会の関係がよく、協力してアルコール健康障害対策に取り組むことができている。隣の袋井市との関係もよく、モデルケースだと考えている。一方で、他の地区では、市町の職員が断酒会の存在を知らないところもある。できれば、遠江断酒会について、中遠地区、西部保健所なども加わって、断酒会について学んでいただけたら。 ・県民だよりにアルコール関連の相談先について掲載していただき、断酒会のことが多くの人目に触れるようになればありがたい。 ・アルコールパッチテストなどについて、断酒会だけでなく、行政の皆様、医療関係者の皆様と取組んでいけたらよいと思う。

※全文については、県のホームページにて公開しております。

7 参考資料

- 資料 1-2 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の概要
- 資料 1-3 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況（詳細）
- 資料 1-4 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の活動指標
- 資料 1-5 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（抜粋）

I はじめに
1 計画策定の趣旨
● 国のアルコール健康障害対策推進基本計画やこれまでの県の実施状況を踏まえ、関係機関と連携したアルコール健康障害対策を推進する。
2 計画の位置づけ・計画期間
● アルコール健康障害対策基本法第14条に基づく県計画 ● 令和6年～令和11年(6年間) ※健康増進計画など他関連計画と合わせる

II 本県のアルコール健康障害をめぐる状況

1 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者※の割合(県内)

	2013年	2016年	2022年	※全国 (2019年)	※1日当たりの純アルコール摂取量 男性40g以上、女性20g以上
男性	14.0%	11.9%	14.1%	14.9%	【日本酒換算】 男性2合 女性1合
女性	6.5%	8.3%	6.9%	9.1%	



2 妊婦の飲酒割合(県内)

2013年	2014年	2015年	2016年	2022年	※全国(2021年)
4.1%	4.8%	4.5%	3.4%	2.6%	0.9%

3 アルコール依存症患者の受療状況(県内)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
精神入院患者数	620人	637人	625人	609人	589人
精神外来患者数	1,529人	1,617人	1,756人	1,813人	1,759人

4 アルコール健康障害に関する諸問題(県内)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
飲酒運転事故発生件数	87件	76件	59件	更新予定
DVIに関する相談件数	3,962件	4,234件	4,166件	4,277件
児童虐待に関する相談件数	3,461件	3,930件	3,717件	3,708件
自殺者数	564人	583人	539人	605人(概数)

III 第1期計画やアルコール協議会等を踏まえた主な課題
●生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(男性)が上昇しており、分かりやすい広報・啓発に取り組む必要があります。 ●アルコール依存症は自分の意思ではコントロールできないコントロール障害であることなど正しい知識の普及に取り組む必要があります。 ●自助グループへの認知度はいまだ低く、自助グループへつなぐためには団体の活動内容を周知する必要があります。 ●依存症となる背景には、学校や職場でのストレスや孤独・孤立等の問題が共通しているため、自殺対策等との連携により県民のメンタルヘルス対策(こころの健康づくり)を推進する必要があります。 ●居住する地域にかかわらず治療が受けられるよう、依存症治療拠点機関と連携した研修を通じ、依存症治療に対応できる人材を養成する必要があります。

IV 計画の基本的な考え方
【基本目標】
●アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。
【基本理念】
●アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行う。 ●アルコール健康障害対策を実施するに当たって、アルコール健康障害が飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮を行う。

V 施策体系

《重点目標①》

学齢期の段階から

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

《重点目標②》

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

《達成目標①》

① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性12%、女性6%まで減少させること
(次期健康増進計画との整合)

② 未成年者の飲酒をなくすこと ③ 妊娠中の飲酒をなくすこと

《達成目標②》

①地域における相談拠点の明確化及び機能強化

②依存症治療拠点機関と連携した、依存症治療に対応できる医療機関の整備

対策

施策の方向性

基本的施策

発生予防

学齢期からの正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

教育の振興及び普及啓発の推進

飲酒ガイドラインを活用した普及啓発

不適切な飲酒の誘引の防止

こころの健康づくり

進行予防

誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり

相談支援の充実

健康診断及び保健指導

早期介入ガイドラインの活用

アルコール健康障害に関連する諸問題に関する取組(クロスアディクション)

医療における質の向上と連携の促進

アルコール健康障害に係る医療の充実等(医療従事者等の人材育成)

再発予防

アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

社会復帰の支援

民間団体の活動に対する支援

当事者及びその家族への支援

基盤整備

アルコール健康障害対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究等

相談拠点の明確化及び機能強化並びに依存症治療に対応できる医療機関の整備

人材の確保等

調査研究の活用等

活動指標(抜粋)

現状値(R4)

目標値

学校が実施する薬物乱用防止教室(薬学講座)等での指導【発生予防】

全校実施

全校実施

県民向けフォーラム等の開催回数【発生予防】

年1回

継続実施

SBIRTS普及セミナーの開催回数【進行予防】

年1回

継続実施

依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のアルコール依存症に関する相談会の実施回数【進行予防】【再発予防】

年58回

年60回

依存症治療拠点機関が実施する医療従事者向け研修の受講者数【進行予防】【再発予防】

185人
H30～R4(累計)

270人
R6～R11(累計)

アルコール依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数【基盤整備】

年2回

年1回以上

VI 推進体制等
●関連施策との有機的な連携 静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及びいのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画に基づく施策と有機的な連携を図る。 ●推進体制 アルコール健康障害対策の推進に当たっては、アルコール関連問題に関する施策との連携を図られるよう、庁内関係課室等を構成員とした連絡会の場を通じて、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。 ●進行管理 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会において意見聴取を行い、適切に進行管理を行うとともに、取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況（詳細）

1 発生予防対策

(1) 教育の振興及び普及啓発の促進

①学校教育等の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・学校において、飲酒が健康に与える影響等基本的な内容について理解できるよう授業等での指導を推進します。	研修会等を通じて、周知する。 (今後実施予定) ⇒2月12日 養護教諭指導リーダー研修会にて周知予定。	なし	健康体育課
・学校が実施する薬物乱用防止教室(薬学講座)等で飲酒が健康に与える影響に関する指導を推進します。	各学校では、実施方法を工夫して学校薬剤師や警察署等の関連機関と協力をして薬学講座を実施する。	なし	健康体育課
・大学等と連携し、大学生等の急性アルコール中毒を含む不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。	県主催の依存症フォーラムについて、ふじのくに地域・大学コンソーシアムに周知を行った。	ー	障害福祉課

②家庭における啓発の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・保護者会、PTA総会で学校に保護者が来校する機会等を捉えて20歳未満の者の飲酒に伴うリスクなどについて啓発を推進します。	啓発発信校に指定された中学校10校、高等学校10校において、地域等への啓発方法を工夫して、薬学講座を開催した。	なし	健康体育課
・母子手帳交付時や健診時に合わせて、妊婦及びその家族等に対し、アルコールに関する情報提供を行うよう市町に働きかけます。	市町へのアルコールに関する冊子送付等による情報提供	引き続き、妊婦及びその家族等に対し、アルコールに関する情報提供を行っていく必要がある。	健康増進課
・退職や配偶者の死別など高齢者の孤立に起因するアルコール依存を防止するため、市町や各地域包括支援センターに対し、不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。	県主催の依存症フォーラムにおいて、県民に対する普及啓発を実施する中で、不適切な飲酒の防止について啓発した(2月22日(土)開催)。	ー	障害福祉課

③職場教育の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・静岡労働局等と連携して、飲酒運転の防止や急性アルコール中毒など飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促します。	第2期計画においても、SBIRTS 普及促進セミナーを継続して実施していく。依存症フォーラムについて静岡労働局に案内する。	12月15日にSBIRTS 普及セミナーを開催。	障害福祉課
・従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を実施します。	事業所宣言を通して、適正な飲酒量の啓発を行う事業所を増やし、「健康づくり活動に関する知事褒賞」として表彰を行うことができた。	適正な飲酒量の啓発を行うことを目標とした事業所へ情報提供等は行えなかった。	健康増進課

④広報・啓発の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）や20歳未満の者の飲酒防止・飲酒運転撲滅の全国統一キャンペーン（毎年4月）等を通じて、県、市町、関係団体等が連携し、一般県民へ飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図ります。	・アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）や20歳未満の者の飲酒防止・飲酒運転撲滅の全国統一キャンペーン（毎年4月）等を通じて、県、市町、関係団体等が連携し、一般県民へ飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図ります。	アルコール関連問題啓発週間では、断酒会及び静岡県警察と協力し、ポケットティッシュの配架を行った。	障害福祉課
・静岡県交通安全対策協議会（会長：知事）が、関係機関・団体とともに実施する交通安全運動等を通じて、「飲酒運転の根絶」に向けた啓発を行います。	静岡県交通安全対策協議会の事務局として関係機関・団体と協働し、各季交通安全運動を通じて「飲酒運転根絶」に向けた啓発を推進した。	ー	くらし交通安全課
・国が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等に基づき、メディア等を積極的に活用し、一般県民へのアルコール依存症に関する知識の普及を図るとともに、県のホームページにおいても普及啓発に取り組みます。	・精神保健福祉センターのホームページの情報を更新する ・精神保健福祉センターの主催で、アルコール問題を抱える家族への講演会を年1回開催する。	・令和7年1月、精神保健福祉センターのホームページを更新した。 ・令和6年11月、アルコール問題を抱える家族への講演会を開催した。	障害福祉課

(2) 不適切な飲酒の誘引の防止

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・ 静岡県小売酒販組合連合会と連携し、酒類事業者に対し、20 歳未満の者への販売禁止の周知徹底と酒類販売管理者に対する業務研修の受講促進を図ります。	令和 6 年 4 月に県下 5 箇所（下田・沼津・富士・静岡・浜松）において、「20 歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅」の街頭キャンペーンを実施した。	5 年ぶりに同キャンペーンを開催することができた。 来年度も 4/8（火）に実施予定。	障害福祉課
・ 年数回行われる風俗営業の管理者講習において、管理者に対し、20 歳未満の者への酒類提供の禁止について徹底を図ります。	令和 5 年度中、管理者講習を 21 回開催し、受講者 705 人に対して未成年者への酒類提供禁止について教養を実施した。	特になし	生活保安課
・ 風俗営業及び飲食店営業等における 20 歳未満の者に対する酒類提供を認知した場合には、積極的に事件化を図るとともに、行政処分を実施します。	令和 5 年度中、未成年者に対して酒類を提供した飲食店 3 件を風営法違反で事件化し、2 件の行政処分を実施した。	特になし	生活保安課
・ 静岡県社交飲食業生活衛生同業組合等の関係機関と連携し、関係者に対する指導を図ります。	静岡県社交飲食業生活衛生同業組合等関係者に対して、機会をとらえ、未成年者への酒類提供禁止について指導等を実施した。	特になし	生活保安課
・ 風俗営業所に対する立ち入り調査や風俗許可申請受理等など、あらゆる機会をとらえ、関係者に対する指導を図ります。	風俗営業所に対する立入調査時及び許可申請、各種届出の受理時において、未成年者への酒類提供禁止について指導を実施した。	特になし	生活保安課

(3) こころの健康づくり

①職場における健康づくりの推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・ こころの S O S のサインを発している従業員を早期に発見し、適切な支援を行うことができる「ゲートキーパー」を企業内に養成するため、人事労務担当者・衛生管理者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスに対する理解をテーマとした研修会を実施します。	令和 6 年度の新規取組として、産業保健総合支援センターと連携して、職場のメンタルヘルス対策に係る産業保健特別セミナーを開催し、セミナーの一コマとして、県から講師として職員を派遣し、ゲートキーパー研修を実施した。	令和 6 年 12 月に開催。 アンケートでは全員に「有益」「概ね有益」という回答をいただいた一方、参加者が 16 名と伸び悩んだため、周知広報の方法を工夫したい。	障害福祉課

・職場におけるハラスメント対策を推進するため、労働法セミナーにおいて、職場のハラスメントの内容やその予防・解決を解説し、ハラスメントに関わる法制度を周知啓発するとともに、各県民生活センターに労働相談窓口を設置し、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの相談に対応します。	労働法セミナーを県内 3 会場（東・中・西）及びオンラインにより実施しているほか、当該セミナーのオンデマンド配信を期間限定で一般公開している。また、東・中・西部県民生活センターに設置している中小企業労働相談所の 3 つの相談窓口において労働相談を実施している。	引き続き、職場環境の改善のための企業における取組を支援していく。	労働雇用政策課
--	--	----------------------------------	---------

②地域における健康づくりの推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・こころの悩みや不安を抱えた方が安心して悩みを打ち明けられるよう、「こころの電話」、「若者こころの悩み相談窓口」等による電話相談を実施します。	24 時間体制で電話相談を実施している。	「悩みが解決できた」等の好意的な意見がある一方で、相談員への暴言を吐いてしまう方等への対処方法が課題。	障害福祉課
・市町や各保健所、精神保健福祉センターにおいて電話や来所、訪問による精神保健福祉相談を実施します。	電話や来所による精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて医療機関や自助グループへつなげる。	実施中	障害福祉課
・若年層において主要なコミュニケーションツールとなっている LINE を活用し、若年層向け SNS 相談窓口（ライン相談@静岡）による相談を実施します。	365 日体制で LINE 相談を実施している。 平日： 14 時～22 時 休日・祝日： 14 時～21 時	実施中 ※休日・祝日の対応時間を平日と同じく 14 時～22 時に拡充することを検討中。	障害福祉課

③学校における健康づくりの推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。	令和 6 年度は、147 名のスクールカウンセラー、51 名のスクールソーシャルワーカーを任用し、教育相談等を実施している。	児童生徒の抱える様々な問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拡充する。	義務教育課

・不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。	スクールカウンセラーは 34 校に、スクールソーシャルワーカーは 11 校に配置し、教育相談体制を強化した。	発達障害等が疑われる生徒が増加し、教員では判断できない問題が増加しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援の必要がある。	高校教育課
同上	・スクールカウンセラーを 12 の拠点校に配置し、全ての学校で教育相談が充実するようにしている。 ・各校計画を立て、養護教諭を中心にして健康に関する教育を推進している。	今後も個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者へ対応することや児童生徒の健康に関する教育も推進していく。	特別支援教育課
同上	健康相談や SC・SSW との連携について、養護教諭の研修会にて取り扱う。	今後も研修において校内連携について取り扱っていく。	健康体育課
・児童生徒が日常生活を送る上で直面する様々な困難やストレスを踏まえ、適切に対処する方法を理解するため、「SOS の出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育を推進します。	令和 5 年度の取組として、児童生徒への予防教育（道徳や保健体育も含む）について、全ての学校で実施している市町が 20 市町、一部の学校で実施している市町が 8 市町であった。	今後も研修において校内連携について取り扱っていく。	義務教育課
同上	人間関係づくりプログラム等を用いて、生徒が人間関係の構築やトラブルへの対応について学ぶ機会を設けた。	SEL の考え方に基づいた人間関係づくりプログラムに改訂する。	高校教育課
同上	困難やストレスに対して適切に対応できる力をつけることができるよう、生徒指導担当者が集まる場で教員研修を行う。	今後も、SOS を出すスキル面だけでなく、生徒指導提要や「生命の安全教育」等の理解を深め、児童生徒一人ひとりの発達を捉えながら指導をしていく。	特別支援教育課
同上	養護教諭対象の研修の中で、気になる児童生徒の早期発見について研修を行う。（今後実施予定）⇒2 月 12 日養護教諭指導リーダー研修会にて実施予定。	今後も継続していく。	健康体育課

・子どもが発するＳＯＳを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員を対象に、自殺予防教育の必要性等について理解を促す研修会を実施します。		児童生徒がストレスへの適切な対処方法を理解するために「ＳＯＳの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育をさらに推進する必要がある。	義務教育課
同上	生徒指導地区研究協議会での協議のテーマの１つとして自殺予防を設定し、各学校の取組を共有している。	自殺予防教育の必要性等について各教員の理解を促す仕組みを検討する必要がある。	高校教育課
同上	生徒指導連絡協議会で自殺予防やいじめ対応について理解を促す研修を行う。	今後も、協議会等で自殺予防教育についての必要性等を伝えていく。	特別支援教育課
同上	養護教諭対象の研修の中で、気になる児童生徒の早期発見・校内連携について研修を行うが、自殺予防教育については今年度は実施できない。（他の内容でいっぱいであるため）	養護教諭・保健主事研修会において、毎年この内容については難しい。もしやるのであれば、障害福祉課主催で、管理職対象の職員研修会や、希望する学校に出向いての研修会を実施したらどうか。	健康体育課

④地域における包括的相談支援体制の構築

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・住民に身近な市町における狭間のニーズへの対応や分野横断的な対応が可能となる体制整備を促進します。	体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣、連携担当職員の養成研修等を実施する。	令和 6 年度市町アンケートにおいては、35 市町が包括的相談支援体制を整備していると回答があった。 社会福祉法上、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が市町村の努力義務とされていることから、今後は、相談を包括的に受け止める場に加え、多機関協働による支援、アウトリーチ、地域づくりに向けた支援など、包括的な支援体制の整備を目指す。	福祉長寿政策課
・孤独・孤立対策に係る活動を行う民間団体等との連携を促進し、官民一体となった取組を促進します。	ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームにおいて、シンポジウム・ワークショップ等を実施する。	実施中	福祉長寿政策課

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有する者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、ホームページ等を活用し県民に広く周知を図ります。	精神保健福祉センターのホームページの情報を更新する。	・令和7年1月、精神保健福祉センターのホームページを更新した。	障害福祉課
・精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域における医療機関・行政・自助グループ等の情報を共有し、地域の実情に応じた連携体制を構築します。	県内の医療機関や自助グループと連携を図りながら、依存症当事者や家族への相談や、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。	実施中	障害福祉課
・アルコール関連問題を有している本人や家族等に対しては、自助グループが行う相談会や集う会等の酒害相談活動と連携して支援していきます。	自助グループと連携し、アルコール問題を抱える家族への講演会を年1回開催する。	・令和6年11月、アルコール問題を抱える家族への講演会を開催した。	障害福祉課

(2) 健康診断および保健指導

①国が作成する「早期介入ガイドライン」を踏まえた地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止を目的として、禁酒・節酒支援についての研修会等を開催し、地域保健従事者の育成と資質向上に取り組みます。併せて、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒について、国が作成する「早期介入ガイドライン」に基づいた情報提供を行います。	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止を目的として、禁酒・節酒支援についての研修会を開催し、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒や、保健指導方法について、情報提供した。	飲酒量の評価や、具体的な指導方法等の研修を受講する機会がない保健従事者が多かったため、引き続き、開催していく必要がある。	健康増進課
・アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から医療機関での受診を勧奨するほか、自助グループ等を紹介するなど断酒・節酒に向けた支援を行います。	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	実施中	障害福祉課

②職域における対応の促進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・産業保健分野の関係機関と連携し、アルコール健康障害に関する知識普及を図ります。	令和6年12月に静岡県断酒会及び静岡県産業保健総合支援センターと共催してのSBIRTS普及促進セミナーを実施した。	来年度も継続実施していきたい。	障害福祉課

(3) アルコール健康障害に関連する諸問題に関する取組

①飲酒運転をした者に対する指導等

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・取消処分講習（飲酒クラス）において、アルコール依存症のおそれのある者に対し、相談や治療の勧奨を、引き続き実施します。	飲酒習慣の改善等に関する指導を実施するとともに、治療の勧奨を実施した。	特になし。	運転免許課
・刑務所や保護観察所と連携し、飲酒運転事犯者に対する相談や治療につなげる取組を推進します。	・年1回保護観察所との連絡会を実施する ・当センターが開催しているグループミーティングに保護観察中の当事者や保護観察官の参加を受入れる。	・令和6年5月、保護観察所との連絡会を実施した。 ・保護観察所と連携して、参加の受入れ準備を進めている。	障害福祉課

②暴力・虐待・自殺未遂等に対する取組

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・暴力・虐待、酩酊による事故を起こした者や自殺未遂者等について、アルコール依存症が疑われる場合は、精神保健福祉センターや保健所等を中心に、関係機関が連携し、相談や支援、治療につなぐための取組を推進します。	女性相談センターや地域自殺対策推進センターの相談や、保健所等の精神保健福祉相談において、アルコール問題を抱える方がいる場合には、精神保健福祉センターの依存相談や医療機関につないでいく。	実施中	障害福祉課

③クロスアディクションに対する取組

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコール依存症の回復過程からクロスアディクションとなることを防止するため、ギャンブル等による依存のほか、ゲーム障害等の様々な依存症に対する理解の促進を図ります。	クロスアディクションを経験した方の体験談等を含め、2/22（土）に依存症フォーラムを開催。	－	障害福祉課

・多様な依存症に対応する専門医療機関や自助グループ、民間回復支援施設（ダルク）等との連携の下、アルコール依存症者を早期に適切な支援につなげることで、クロスアディクションへの進行を予防します。	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	実施中	障害福祉課
---	---	-----	-------

（４）医療の充実等

①アルコール健康障害にかかる医療の質の向上

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・依存症対策全国センターが実施する専門研修や県依存症治療拠点機関が実施する研修等を通じて、依存症治療に係る人材育成を推進し、県内における依存症医療の均てん化を図ります。	依存症全国センターが実施する研修を各機関に案内した。 4名の方がアルコール関連の全国研修を受講予定。	申込者に対して受講決定者の人数が少ないため、引き続き国に要望を挙げていく。	障害福祉課

②医療連携の推進

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・依存症治療拠点医療機関において、アルコール依存を含む依存症に関する取組の情報発信や医療機関を対象とした依存症に関する研修などを実施することにより、一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、自助グループ等の関係機関との連携体制（SBIRTS）を強化します。	県依存症治療拠点機関において、取組の情報発信をするとともに、県内精神科医療機関や一般医療機関向けに依存症医療研修を実施予定。	－	障害福祉課

③治療ガイドラインに基づく研修の周知

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・依存症治療拠点機関をはじめ、その他精神科医療機関や一般医療機関の医療従事者に対し、減酒による治療を選択肢として新たに盛り込んだ治療ガイドラインに基づき国が実施する研修の周知を図ります。	飲酒ガイドラインを利用した普及啓発について検討中	令和6年度は具体的な取組ができなかったため、令和7年度に実施したい。	障害福祉課

3 回復支援・再発予防

(1) 社会復帰の支援

①就労及び復職の支援

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。	令和6年4月に静岡県断酒会と連携し、静岡県アルコール健康障害対策啓発フォーラム（併催：全日本断酒連盟第51回中部ブロック（静岡）大会）を開催した。令和7年2月22日に県依存症フォーラムを開催。	アルコール健康障害対策啓発フォーラムでは423名の方に御参加いただき、アルコール健康障害対策についての取組等を説明した。	障害福祉課

②アルコール依存症からの回復支援

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や相談窓口、自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行います。	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	随時依存相談を実施している。	障害福祉課
・依存症からの回復のための当事者向けグループミーティングを開催します。	県内の医療機関や自助グループ等と連携を図りながら、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。	実施中	障害福祉課
・アルコール依存症者が医療機関での受診後又は退院後において、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導等や民間支援団体の紹介）に取り組めます。	平成30年度より受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関において、精神科病院を受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等の民間団体と連携した支援を実施している。	実施中	障害福祉課

(2) 民間団体の活動に対する支援

①当事者及びその家族への支援

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコールに関する問題を抱える方やその家族が自助グループ等の支援機関につながるよう、その活動を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所において、地域の社会資源である自助グループ等と連携し、依存症者リカバリーミーティングや家族向け講演会等に取り組みます。	・県内の医療機関や自助グループ等と連携を図りながら、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。 ・自助グループと連携し、アルコール問題を抱える家族への講演会を年1回開催する。	・令和6年11月、アルコール問題を抱える家族への講演会を開催した。	障害福祉課

②自助グループの活動に関する情報の発信

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・回復支援・再発防止における自助グループの果たす役割は重要であり、当事者及び家族等がその活動への参加につながるよう、自助グループの役割や活動内容等をインターネットなど様々な情報媒体を通じて発信します。	各研修会やフォーラム等での自助グループの概要や役割の照会、リーフレットを配布した。	県民だよりによりエントリーしたが掲載に至らなかったため、引き続きエントリー等を行っていく。	障害福祉課

4 基盤整備

(1) アルコール健康障害対策の体制整備

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・精神保健福祉センター及び保健所を相談拠点として明確化し、早期介入手法の普及による機能強化を図るとともに、依存症治療拠点機関と地域の医療機関との連携により、依存症治療に対応できる体制を整備します。	精神保健福祉センターでの依存相談等を実施している。	実施中	障害福祉課
・医療、保健、福祉、教育、自助グループ、警察等関係機関で組織する協議会を定期的に開催し、連携強化を図るとともに、計画の進捗管理や実情に即した課題の把握等に努めながらアルコール健康障害対策を着実に推進します。	令和6年9月に静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会を開催。	予定どおりの開催ができた。	障害福祉課

(2) 人材の確保等

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・保健、医療及び福祉等の分野に従事する支援者向けにアルコール健康障害に対する理解や知識の啓発、対応方法習得のための研修会を開催します。	精神保健福祉センターにおいて、年1回、依存症問題従事者研修を開催する。	令和6年11月、依存症問題従事者研修を開催した。	障害福祉課
・依存症対策全国センターが実施する専門研修や県依存症治療拠点機関が実施する研修等を通じて、依存症治療に係る人材育成を推進し、県内における依存症医療の均てん化を図ります。(再掲)	依存症全国センターが実施する研修を各機関に案内した。 4名の方がアルコール関連の全国研修を受講予定。	申込者に対して国の受講決定者の人数が少ないため、引き続き国に要望を挙げていく。	障害福祉課

(3) 調査研究の活用等

施策	具体的取組	反省点・課題	担当課
・アルコール健康障害に係る実態把握に努め、施策の充実を図ります。	引き続き NDB データや厚生労働科学研究等の研究データを収集し、アルコール健康障害に関する実態把握に努め、県計画や施策に反映する。	アルコール健康障害に関する最新データ(NDB データ)の提供がなく実態を把握するのが難しい。	障害福祉課

第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の活動指標

【重点目標1】学齢期の段階から飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

指標項目	現状 (R4 実績)	目標 (R11 まで)	実績 (R 6)	説明	担当課
学校が実施する薬物乱用防止教室（薬学講座）等での指導	全校実施	（毎年度） 全校実施	全校実施	学校が実施する薬物乱用防止教室（薬学講座）等での指導	健康体育課
市町（健康づくり担当課、母子担当課等）へのアルコールに関する情報提供回数	年3回	（毎年度） 年2回	年2回	R6. 7、R6. 12 に冊子を送付	健康増進課
特定保健指導に関する研修会におけるアルコールに関する講義の開催回数	年1回	（毎年度） 年1回	年1回	R6. 7. 5 に実施	健康増進課
県民向けフォーラム等の開催回数	年1回	（毎年度） 年1回	2回	アルコール健康障害対策フォーラム（R6. 4） 依存症フォーラム（R7. 2）	障害福祉課
ゲートキーパーの養成数	計 64,605 人	（2027 年度） 累計 86,000 人	70,638 人	数字は R5 年度末実績 R6 年度も市町と協力して実施中	障害福祉課

第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の活動指標

【重点目標2】アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

指標項目	現状 (R4実績)	目標 (R11まで)	実績 (R6)	説明	担当課
SBIRTS 普及促進セミナーの開催回数	年1回	(毎年度) 年1回	年1回	(公社) 全日本断酒連盟が主催、県共催により、令和6年12月に開催した。	精神保健福祉センター
依存症相談拠点として県精神保健福祉センターが主催するアルコール依存症に関する相談会の実施回数	年58回	(毎年度) 年60回	年36回 (実施予定)	中部で月3回実施中。	精神保健福祉センター
アルコール依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数	年2回	(毎年度) 年1回	年1回	令和6年9月に開催。	障害福祉課
依存症治療拠点機関が実施する医療従事者向け研修の受講者数	82人	(R6～11年度) 累計 270人	集計中	令和7年1月から3月にかけて3回実施予定。	障害福祉課
依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修の受講者数	2人	(毎年度) 3人	4人	受講決定人数 ※申込者は15名	障害福祉課

健康に配慮した飲酒に関するガイドライン

1 趣旨

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）第 12 条第 1 項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第 2 期計画（以下「第 2 期計画」という。）においては、その基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るために、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」を作成することとされています。

本ガイドラインは、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的としています。

なお、本ガイドラインでは、飲酒に係る留意事項等を示しておりますが、アルコールによる影響には個人差があり、また、その時の体調等によっても影響が変わり得るものです。

お酒は、その伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒は健康障害等につながります。飲酒する習慣がない方等に対して無理に飲酒を勧めることは避けるべきであることにも留意してください。

2 本ガイドラインの内容 資料1-5

本ガイドラインは、基礎疾患等がない 20 歳以上の成人を中心に、飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどを分かりやすく伝え、その上で、考慮すべき飲酒量（純アルコール量）や配慮のある飲酒の仕方、飲酒の際に留意していただきたい事項（避けるべき飲酒等）を示すことにより、飲酒や飲酒後の行動の判断等に資することを目指すものとします。

※なお、本ガイドラインは、科学的知見の蓄積状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響について

(1) アルコールの代謝

飲酒した際、飲んだお酒に含まれるアルコールの大半は、小腸から吸収され、血液を通じて全身を巡り、肝臓で分解されます。アルコールの分解には、体内の分解酵素と呼ばれる物質等が関与しています（※）が、体質的に分解酵素のはたらきが弱いなどの場合には、少量の飲酒で体調が悪くなることもあります。

※肝臓で、アルコールはアセトアルデヒドに分解され、さらに酢酸へと分解されます。酢酸は筋肉や心臓に移動してさらに分解され、最終的に炭酸ガスと水になります。

(2) 飲酒による身体等への影響

アルコールは血液を通じて全身を巡り、全身の臓器に影響を与えるため、飲みすぎた場合には、いろいろな臓器に病気が起こる可能性があります。飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異

なります。主な身体への影響として、以下のような特有の状態変化や固有のリスクなどが生じる可能性があります。なお、体調など個人のそのときの状態にも左右されます。

① 年齢の違いによる影響

高齢者は若い時と比べて、体内の水分量の減少等^[1]で同じ量のアルコールでも酔いやすくなり、飲酒量が一定量を超えると認知症の発症の可能性が高まります^[2]。あわせて、飲酒による転倒・骨折^[3, 4, 5]、筋肉の減少（サルコペニア（※）等^[6, 7]）の危険性が高まります。

※サルコペニアとは、加齢に伴う骨格筋量低下に加え、筋力及び/又は身体機能が低下した状態のことです。

10歳代はもちろん20歳代の若年者についても、脳の発達^[8, 9]の途中であり、多量飲酒によって脳の機能が落ちるとのデータがあるほか^[10]、健康問題（高血圧等）のリスクが高まる可能性もあります^[11]。

② 性別の違いによる影響

女性は、一般的に、男性と比較して体内の水分量が少なく^[12]、分解できるアルコール量も男性に比べて少ないこと^[13]や、エストロゲン（女性ホルモンの一種）等のはたらきにより、アルコールの影響を受けやすいこと^[14, 15, 16]が知られています。このため、女性は、男性に比べて少ない量かつ短い期間での飲酒でアルコール関連肝硬変になる場合がある^[17, 18]など、アルコールによる身体への影響が大きく現れる可能性^[19, 20]もあります。

③ 体質の違いによる影響

アルコールを分解する体内の分解酵素のはたらきの強い・弱い（※）などが、個人によって大きく異なります。分解酵素のはたらきが弱い場合などには、飲酒により、顔が赤くなったり、動悸や吐き気がする状態になることがあります。（これを「フラッシング反応」と言います。）

※分解酵素のはたらきの強弱は、遺伝子によるものと言われています。東アジアではこの分解酵素が弱く上記のようなフラッシング反応を起こす方々が一定数存在し、日本では41%程度いると言われています。^[21]

そのような人が、長年飲酒して、不快にならずに飲酒できるようになった場合でも、アルコールを原因とする口の中のがんや食道がん等のリスクが非常に高くなるといったデータ^[22, 23, 24]がありますので注意が必要です。

（3）過度な飲酒による影響

過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、以下のようなリスクが高まる可能性があります。

① 疾病発症等のリスク

急激に多量のアルコールを摂取すると急性アルコール中毒（意識レベルが低下し、嘔吐、呼吸状態が悪化するなど危険な状態になります。）になる可能性があります。

また、長期にわたって大量に飲酒をすることによって、アルコール依存症（※）、生活習慣病、肝疾患、がん等の疾病が発症しやすくなります。

※アルコール依存症とは、大量のお酒を長期にわたって飲み続けることが主な原因で発症する精神疾患の一つです。お酒をやめたくてもやめることができない、飲む量をコントロールできない等の症状により、仕事や家庭など生活面にも支障が出てくる可能性があります。

② 行動面のリスク

過度なアルコール摂取により運動機能や集中力の低下等が生じ、使用することで危険を伴う機器（例えば、鋸等の工具類、草刈り機等の電動機、火気を伴う器具類等）の利用や高所での作業による事故などの発生、飲酒後に適切ではない行動をとることによっての怪我や他人とのトラブル（例えば、路上や公共交通機関でのトラブル、暴力行為等）、紛失物の発生（例えば、金銭等や機密書類、ノートパソコンやUSBメモリ等の紛失）などが考えられます。

4 飲酒量（純アルコール量）と健康に配慮した飲酒の仕方等について

上記のようなアルコールのリスクを理解した上で、次に示す純アルコール量に着目しながら、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切です。

(1) 飲酒量の把握の仕方

お酒に含まれる純アルコール量は、「純アルコール量（g）＝摂取量（ml）×アルコール濃度（度数/100）×0.8（アルコールの比重）」で表すことができ、食品のエネルギー（kcal）のようにその量を数値化できます。飲酒をする場合には、お酒に含まれる純アルコール量（g）を認識し、自身のアルコール摂取量を把握することで、例えば疾病発症等のリスクを避けるための具体的な目標設定を行うなど、自身の健康管理にも活用することができます。単にお酒の量（ml）だけでなく、お酒に含まれる純アルコール量（g）について着目することは重要です。

（お酒に含まれる純アルコール量の算出式）

摂取量(ml) × アルコール濃度（度数/100） × 0.8（アルコールの比重）

例：ビール 500ml（5%）の場合の純アルコール量

$$500(\text{ml}) \times 0.05 \times 0.8 = 20(\text{g})$$

(2) 飲酒量と健康リスク

世界保健機関（WHO）では、アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略^[25]を示しており、また、循環器疾患やがん等の疾患の予防コントロールのため、アルコール有害使用の削減に関する目標なども含めた行動計画^[26]を公表しています。さらに、飲酒量（純アルコール量）が少ないほど、飲酒によるリスクが少なくなるという報告もあります^[27, 28, 29]。

個々人が疾患などの発症リスクにも着目するなどして、健康に配慮することが重要であると考えられます。例えば、高血圧や男性の食道がん、女性の出血性脳卒中などの場合は、たとえ少量であっても飲酒自体が発症リスクを上げてしまうこと、大腸がんの場合は、1日当たり20g程度（週150g）以上の量の飲酒を続けると発症の可能性が上がる等の結果を示した研究があります。これらの研究結果に基づく疾病毎の発症リスクが上がる飲酒量（純アルコール量）については、表1に示したものが参考となります。

飲酒による疾患への影響については個人差があります。従って、これらよりも少ない量の飲酒を心がければ、発症しないとまでは言えませんが、当該疾患にかかる可能性を減らすことができると考えられます。

なお、飲酒の影響を受けやすい体質を考慮する必要がある場合などには、より少ない飲酒量（純アルコール量）とすることが望まれます。飲酒は疾患によっても、臓器によっても影響が異なり、個人差があります。かかりつけ医等がいる場合には、飲酒についての相談をすることも有用です。飲酒量（純アルコール量）が多くなることは、病気や怪我の可能性を高める^[30, 31]だけでなく、飲酒後の危険な行動につながる可能性も高くなります。これらを避けるよう、飲酒量（純アルコール量）に注意していくことが重要です。

その他の参考として、国内では、第2期計画において、「生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）を飲酒している者の割合を男性13.0%、女性6.4%まで減少させること」^(※)を重点目標として示しています。

また、令和6年度開始予定の健康日本21（第三次）では、「生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）を飲酒している者の減少」^(※)を目標とし、男女合わせた全体の目標値として10%を設定し、健康づくりの取組を推進することとしています。

※これらの量の飲酒をしている者の減少を目標としたものです。なお、これらの量は個々人の許容量を示したものではありません。

（参考）海外で作成されたガイドラインでは、表2にある通り、1日20gから40g程度の飲酒量（純アルコール量）など、各国毎に異なった量も示されています。

（3）健康に配慮した飲酒の仕方等について

飲酒をする場合においても、様々な危険を避けるために、例えば、以下のような配慮等をすることが考えられます。これらにも留意することが重要です。

① 自らの飲酒状況等を把握する

自分の状態に応じた飲酒により、飲酒によって生じるリスクを減らすことが重要です。医師等へ相談したり、AUDIT（問題のある飲酒をしている人を把握するために世界保健機関（WHO）が作成したスクリーニングテスト。飲酒問題の早期発見等のため、10項目の簡易な質問でアルコール関連問題の重症度の測定を行うものです。）等を参考に自らの飲酒の習慣を把握することなどが考えられます。

② あらかじめ量を決めて飲酒をする^[32]

自ら飲む量を定めることで、過度な飲酒を避けるなど飲酒行動の改善につながると言われています。行事・イベントなどの場で飲酒する場合も、各自が何をどれくらい飲むかなどを4の（2）も参考にそれぞれ自分で決めて飲むことが大切です。

③ 飲酒前又は飲酒中に食事をとる

血中のアルコール濃度を上がりにくくし、お酒に酔いにくくする効果があります。

④ 飲酒の合間に水（又は炭酸水）を飲むなど、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする（水などを混ぜてアルコール度を低くして飲酒をする、少しずつ飲酒する、アルコールのっていない飲み物を選ぶなど）

飲む量に占める純アルコールの量を減らす効果があります。

⑤ 一週間のうち、飲酒をしない日を設ける（毎日飲み続けるといった継続しての飲酒を避ける）

毎日飲酒を続けた場合、アルコール依存症の発症につながる可能性があります。一週間の純アルコール摂取量を減らすために、定期的に飲酒をしないようにするなど配慮が必要です。

5 飲酒に係る留意事項

(1) 重要な禁止事項

法律で禁止されている場合や、特殊な状態で飲酒を避けることが必要な場合など、以下のようなものがあります。

① 法律違反に当たる場合等

- ・酒気帯び運転等（酒気帯び運転をさせることを含む）

飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下します。

- ・20歳未満の飲酒（20歳未満に飲酒させることを含む）

脳の発育に悪影響を及ぼし、若い頃からの飲酒によって依存症になる危険性も上がります^[33, 34, 35]。

- ・飲酒による不適切な状態での動作や判断によって事故や事件を招いてしまう行為（フォークリフト等の機械の操作、公衆への迷惑行為等）

② 特定の状態にあつて飲酒を避けることが必要な場合等

- ・妊娠中・授乳期中の飲酒^[36]

妊娠中の飲酒により、胎児へ胎児性アルコール症候群等をもたらす可能性があります。授乳期中などには、家庭内などの周囲の理解や配慮が必要です。

- ・体質的にお酒を受け付けられない人（アルコールを分解する酵素が非常に弱い人等）の飲酒^[37]

アルコールを分解する酵素が非常に弱い人は、ごく少量の飲酒でも、強い動悸、急に意識を失うなどの反応が起こることがあり危険です。

(2) 避けるべき飲酒等について

避けるべき飲酒や飲酒に関連した行動には、例えば以下のようなものが挙げられます。飲酒をする場合には、自分が現在どのような状況にあるのかを確認し、飲酒に適するかを個別に判断していく必要があります。

① 一時多量飲酒（特に短時間の多量飲酒）

様々な身体疾患の発症や、急性アルコール中毒を引き起こす可能性があります。一時多量飲酒（1回の飲酒機会での純アルコール摂取量 60 g 以上）は、外傷の危険性も高めるものであり^[27]、避けるべきです。

② 他人への飲酒の強要等

飲酒は様々なリスクを伴う可能性があるものであり、他人に無理な飲酒を勧めることは避けるべきです。併せて、飲酒を契機とした暴力や暴言・ハラスメントなどにつながらないように配慮しなければなりません。

③ 不安^[38]や不眠^[39]を解消するための飲酒

不安の解消のための飲酒を続けることによって依存症になる可能性を高めたり、飲酒により眠りが浅くなり睡眠リズムを乱す等の支障をきたすことがあります。

④ 病気等療養中の飲酒や服薬後の飲酒（病気等の種類や薬の性質により変わります）

病気等の療養中は、過度な飲酒で免疫力がより低下し、感染症にかかりやすくなる等の可能性があります^[40]。また、服薬後に飲酒した場合は、薬の効果が弱まったり、副作用が

生じることがあります^[41]。飲酒の可否、量や回数を減らすべきか等の判断は、主治医に尋ねる必要があります。

⑤ 飲酒中又は飲酒后における運動・入浴などの体に負担のかかる行動^[42, 43]

飲酒により血圧の変動が強まることなどによって、心筋梗塞などを引き起こす可能性や、転倒などにより身体の損傷を引き起こす可能性があります。

(表1) 我が国における疾病別の発症リスクと飲酒量(純アルコール量)^{参考文献}

	疾病名	飲酒量(純アルコール量(g))	
		男性	女性
		研究結果 (参考)	研究結果 (参考)
1	脳卒中(出血性)	150g/週 (20g/日)	0g<
2	脳卒中(脳梗塞)	300g/週 (40g/日)	75g/週 (11g/日)
3	虚血性心疾患・心筋梗塞	※	※
4	高血圧	0g<	0g<
5	胃がん	0g<	150g/週 (20g/日)
6	肺がん(喫煙者)	300g/週 (40g/日)	データなし
7	肺がん(非喫煙者)	関連なし	データなし
8	大腸がん	150g/週 (20g/日)	150g/週 (20g/日)
9	食道がん	0g<	データなし
10	肝がん	450g/週 (60g/日)	150g/週 (20g/日)
11	前立腺がん(進行がん)	150g/週 (20g/日)	データなし
12	乳がん	データなし	100g/週 (14g/日)

注：上記の飲酒量(純アルコール量)の数値のうち、「研究結果」の欄の数値については、参考文献に基づく研究結果によるもので、これ以上の飲酒をすると発症等のリスクが上がると考えられるもの。

「参考」の欄にある数値については、研究結果の数値を元に、仮に7で除した場合の参考値(概数)。「0g<」は少しでも飲酒をするとリスクが上がると考えられるもの。「関連なし」は飲酒量(純アルコール量)とは関連が無いと考えられるもの。「データなし」は飲酒量(純アルコール量)と関連する研究データがないもの。「※」は現在研究中のもの。なお、これらの飲酒量(純アルコール量)については、すべて日本人に対する研究に基づくものとなります。

(表2) 海外のガイドラインに記載のある飲酒量(純アルコール量) {参考情報}

	国名	記載のある飲酒量(純アルコール量(g))	
		男性	女性
1	アイルランド	170 g/週 未満	110 g/週 未満
2	アメリカ	28 g/日	14 g/日
3	イギリス	112 g/週 未満	112 g/週 未満
4	イタリア	24 g/日まで(21~64歳) 12 g/日まで(18~20, 65歳以上)	12 g/日まで
5	オーストラリア	100 g/週 未満	100 g/週 未満
6	オーストリア	24 g/日	16 g/日
7	カナダ	26 g/週 未満	13 g/週 未満
8	韓国	40 g/日	20 g/日
9	シンガポール	26 g/日	13 g/日
10	スウェーデン	数値なし	数値なし
11	ニュージーランド	30 g/日、150 g/週以下	20 g/日、100 g/週以下
12	ロシア	30 g/日	20 g/日

注：海外のガイドラインに記載のある飲酒量は、適度となる飲酒やリスクが低いとされる飲酒量等、各国ごとにその位置づけが異なるものであるため、単純に比較することはできません。

第2期ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況

1 「第2期ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定

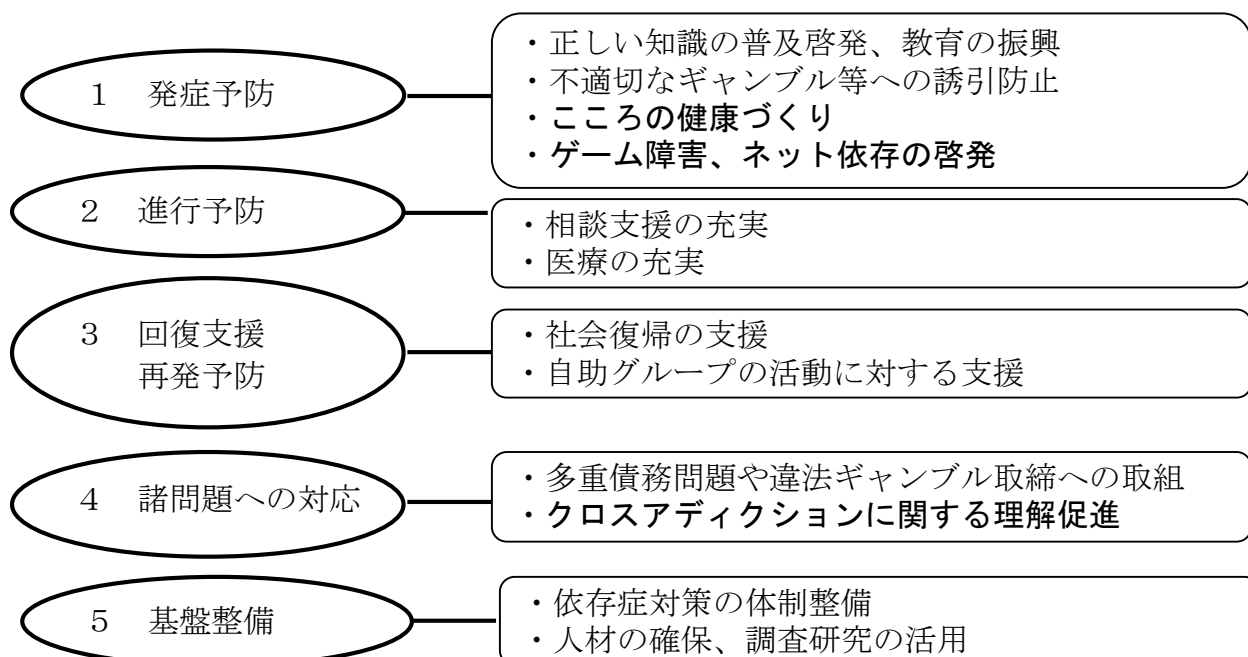
第1期計画の策定から3年が経過したことから、これまでの取組みにおける課題や近年のギャンブル等を巡る状況の変化を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とする第2期計画を策定した。

2 計画の概要

計画の位置付け	都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項） 努力規定
計画期間	令和6年度～令和8年度（3年間） ※3年ごとに見直し
基本理念	1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策の実施や御本人及び御家族への支援による、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等に関する施策との有機的な連携 3 アルコール、薬物等への依存に関する施策との有機的な連携
重点目標	1 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備

※詳細は【資料2-2】を御参照ください。

3 基本的施策



4 取組状況

・依存症支援者研修

依存症に関する相談対応の向上や依存問題を抱える者に対する効果的な支援に関する基礎知識を習得するため、相談支援者や医療従事者向けの研修を実施する。

事業年度	開催日	研修テーマ	依存症の種別	参加者数
令和5年度	R5.9.14	ギャンブル障害の基礎知識とSAT-Gを用いた支援	ギャンブル等	47名
令和6年度	R6.11.29	依存症対策基礎研修 ～相談者への対応とつなぎ方～ (集合開催)	依存症全般	26名

※各機関の取組については、【資料 2-3】【資料 2-4】を御参照ください。

・依存症フォーラム

日時	令和7年2月22日(土) 午後1時から午後4時まで
場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
内容	○基調講演「アディクション(依存症)の移り変わりを考える」 講師：静岡福祉大学社会福祉学部 学部長 長坂 和則 氏 ○パネルディスカッション 「依存症からの回復のプロセスと近年のネットによる購入への変化」 コーディネーター：長坂 和則 氏 パネリスト：アルコール依存症の当事者(静岡県断酒会、AA)、薬物依存症の当事者(スルガダルク)、静岡市公営競技事務所職員

・ゲーム障害・ネット依存対策事業

令和元年5月、WHOによりゲーム障害が精神疾患に位置づけられたことから、ゲーム障害・ネット依存への対策として、ワークショップ及び回復支援プログラムを実施している。※聖明病院に委託、ワークショップは県教育委員会との共催

○ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ

開催日	会 場		参加者数
R6.5.25	富士	富士市交流プラザ	4名
R6.7.20	沼津	プラサヴェルデ	15名
R6.9.7	静岡	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	10名
R6.11.23	オンライン	Z o o mアプリを使用	12名
R6.12.21	掛川	県総合教育センター	2名
R7.3.29	浜松	クリエート浜松	実施予定
計			43名

○ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム(令和6年度計画)

沼津、静岡、浜松の3会場で5回ずつ、計15回開催。

5 ギャンブル等依存症対策連絡協議会について

日時	令和6年10月17日（木） 午後3時から4時30分まで
場所	静岡県静岡総合庁舎 本館7階第8会議室 （静岡市駿河区有明町2-20）
意見 （抜粋）	・ここ2～3年でギャンブル依存症の深刻化がめざましい。入院患者も増加傾向。 ・今までは圧倒的にパチンコ・パチスロの方が多かったが、現在はオンラインカジノの方が増えた。どこでもできるようになったため依存の形成が速く、金額も高額になってきている。 ・ギャンブル依存症の方は、入院するまで仕事が続いている。自殺未遂を起こしているのに会社に行く意欲はあるといったように、病識のなさが特徴。社会との接点があるのはよいことだが、病識がないのは問題点。 ・お金が絡むので家族を苦しめてしまうケースがある。ギャンブルで発生した借金から闇バイトにつながってしまうケースがある。 ・依存症に陥ってしまう人は根が真面目であること。「借金を返さなくてはいけない。」という思いが強すぎてリストカットにつながってしまうケースでは、今感じている生きづらさを他のものに転嫁してしまっている。当人には、何かに依存することによって現実の嫌なことを少しでも忘れたいという思いがある。本人の生きづらさを聞いてあげることが大切。その場で問題が解決しなかったとしても、言わせてあげる場を設けてあげるということにも意味がある。 ・ゲーム障害・ネット依存の相談に乗って欲しいという声も多くいただいている。子供達に対しては、難しい言葉ではなく、わかりやすい言葉で依存症について伝えることが大切。スマホのゲームのいわゆる「ガチャ」から「賭ける」という体験をし、ギャンブル等依存症につながりやすくなっているため、予防していくことが大切である。

※全文については、県のホームページにて公開しております。

6 セルフチェック（スクリーニングテスト）の活用について

県（障害福祉課）では、家族や身の回りの方が依存症であることに早期に気づき、カウンセリングや治療に結びつけるため、様子がおかしいと感じたときに活用できる簡易版のチェックリストの普及を進めていくことを検討している。

・ギャンブル依存診断のためのスクリーニングテスト

SOGS (The South Oaks Gambling Screen)

○世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

○若年者用や地域の実情に合わせた修正版も作られている。

- ・ **ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。**
(選択肢 aしない、b2回に1回はする、cたいていそうする、dいつもそうする (cまたはdを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。**
(選択肢 aない、b半分はそうする、cたいていそうする (bまたはcを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。**
(選択肢 aない、b以前はあったが今はない、cある (bまたはcを選択すると1点))
- ・ **自分がしろうと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。**
(選択肢 aある、bない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか。またどのようにして借金をしましたか。当てはまるものに何個でも○をつけてください。**
(選択肢 a生活費を削って、b配偶者のお金から、c親類、知人から、d銀行から、e定期預金の解約、f保険の解約、g家財を売ったり質に入れて、h消費者金融から、iヤミ金融から (○1個につき1点))

※ 12項目の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル依存の疑いありとされる。

※ 3点ないし4点の者は将来ギャンブル依存になる可能性が高い(問題ギャンブリング)。

Lesieur HR, Blume SB, 1987

・ゲーム依存、ネット依存診断のためのスクリーニングテスト

調べてみよう

インターネットゲーム障害テスト(IGDT-10)

Internet Gaming Disorder Test 10

過去12ヶ月間のオフライン・オンラインなどを含めた全てのビデオゲームについて、以下の10問に答えてみてください。

A……まったくなかった B……ときどきあった C……よくあった

問	質問	A	B	C
1	ゲームをしていないときにどれくらい頻繁に、ゲームのことを空想したり、以前にしたゲームのことを考えたり、次にするゲームのことを思ったりすることがありましたか			
2	ゲームがまったくできなかったり、いつもよりゲーム時間が短かったとき、どれくらい頻繁にソワソワしたり、イライラしたり、不安になったり、悲しい気持ちになりましたか			
3	過去12ヶ月間で、十分ゲームをしたと感じるために、もっと頻繁に、またはもっと長い時間ゲームをする必要があると感じたことがありますか			
4	過去12ヶ月間で、ゲームをする時間を減らそうとしたが、うまくいかなかったことがありますか			
5	過去12ヶ月間で、友人に会ったり、以前に楽しんでいた趣味や遊びをすることよりも、ゲームのほうを選んだことがありますか			
6	なんらかの問題が生じているにもかかわらず、長時間ゲームをしたことがありますか。問題とはたとえば、睡眠不足、学校での出席や職場での仕事がはかどらない、家族や友人と口論する、するべき大切なことをしなかった、などです			

問	質問	A	B	C
7	自分がどれくらいゲームをしていたかについて、家族、友人、またはほかの大切な人にばれないようにしようとしたり、ゲームについてそのような人たちに嘘をついたことがありますか			
8	嫌な気持ちを晴らすためにゲームをしたことがありますか。嫌な気持ちとは、たとえば、無力に感じたり、非の難詰を感じたり、不安になったりすることです			
9	ゲームのために大切な人間関係を怠うくしたり、失ったことがありますか			
10	過去12ヶ月間で、ゲームのために学校での勉強や職場での仕事がうまくできなかったことがありますか			

結果判定

質問1～6の「よくあった」を各1点、質問7～10はどちらかまたは両方が「よくあった」場合を1点と数えます。合計5点以上の場合に「ゲーム依存」と考えられます。

※依存傾向の人がチェックすると、回答がはくばる場合があります。質問1～6の「ときどきあった」「よくあった」を各1点、質問7～10にひとつ以上「ときどきあった」「よくあった」があった場合を1点と数え、合計5点以上の場合は「ゲーム依存がはびこっている状態」と考え、警戒したほうがよいでしょう。

※障害福祉課リーフレット「もしかしたらゲーム依存・ネット依存？」

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症は「やめたくてもやめられない」状態であり、本人及びその家族の日常・社会生活に影響が生じるだけでなく、多重債務や犯罪等深刻な事態が生じる場合がある。
- 令和3年3月に静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、ギャンブル等依存症の発症、進行、予再発の各段階に応じた予防対策を講じてきた。
- これまでの取組から明らかになった課題や、2022年3月に改訂された国の基本計画を踏まえ、第2期静岡県ギャンブル等依存症対策基本計画を策定する。

2 計画の位置づけ・計画期間

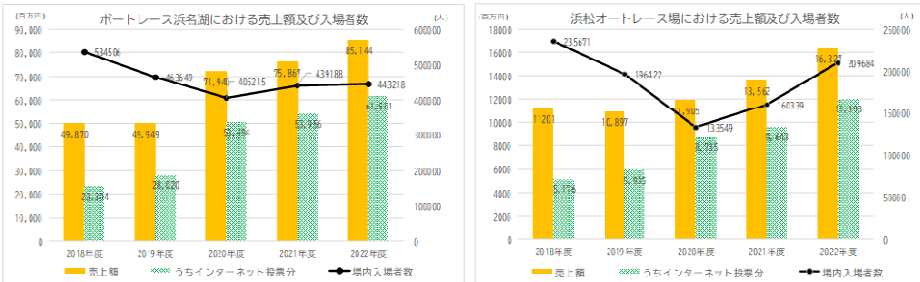
- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画
- 令和6年度～令和8年度(3年間)

II ギャンブル等をめぐる状況

1 国ギャンブル等依存症対策推進基本計画の改定

社会状況の変化	生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加	自治体における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、依存症対策の体制整備が全国的に進展
今後の取組の方向性	社会状況の変化を踏まえ、インターネット投票における依存症対策の充実	依存症対策の更なる発展のため、関係機関の連携の強化を進め、包括的な支援の実現

2 公営競技(浜名湖競艇・浜松オート)におけるインターネット投票の状況



3 ギャンブル等依存に関する課題感

◆昨年度の【静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会】での主な意見

- ・インターネット投票の普及による影響
⇒低年齢化、賭け金額の高額化 ※目に見えない者への啓発に苦慮
⇒より安易に賭け事ができる環境(スマホで決済まで完結できる)
- ・オンラインカジノ…ギャンブルの入口として若者が利用しやすい環境
- ・消費相談ではデジタル関係(課金)の相談が増えている
⇒低年齢からの消費者教育が重要(SNSによる啓発等)
- ・デジタル化の進行により、実感が薄くなることでトラブル(被害)が大きくなる

◆その他、診療・相談等を通じての課題感

- ・本人にギャンブル依存の認識(病識)がない⇒相談・治療につながりにくい
- ・ゲーム、ネットへの依存に関して、保護者からの相談が増加している傾向
- ・消費者相談ではデジタル関係(課金)の相談が増加している

※オンラインゲームの依存性

オンライン	チームで参加⇒やめられない 飽きさせない工夫⇒終わりが無い
課金(ガチャ)	金銭的な影響が大きい ※子ども…浪費している認識が薄い
ランキング	現実世界では得られにくい達成感・自己肯定感を満たしやすい

III 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。
- ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。
- 医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図る。

2 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

IV 施策体系(重点目標を対策ごと細分化)

段階	施策の方向性	基本的施策・主な取組	主な活動指標	現状(R4)	目標値
発症予防	正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	【正しい知識の普及啓発、教育の振興等】 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 ・児童生徒に対する『コントロール障害』の理解促進	県民向け依存症フォーラム等の開催	年1回	毎年度年1回
		【不適切なギャンブル等への誘引防止】 ・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告宣伝	高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	各校にて実施	毎年度継続実施
		【こころの健康づくり】 ・学校、職場、地域等でのメンタルヘルス対策の推進	ゲートキーパーの養成	64,605人	累計86,000人(2027年)
		【ゲーム障害、ネット依存の啓発】 ・教育関係者、一般県民に対する理解促進	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ開催	年6回	毎年度継続実施
進行予防	誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり	【相談支援の充実】 ・相談支援体制の充実と本人・家族への支援 ・相談支援者の育成 ・消費生活相談における適切な対応	精神保健福祉センター主催の相談会実施回数	年58回	毎年度年60回
	医療の充実と連携の促進	【ギャンブル等依存症に係る医療の充実】 ・医療従事者養成 ・医療連携の推進	医療従事者向け研修の受講者数	83人	R6～8年累計240人
再回復予支援	ギャンブル等依存症である者が円滑に回復・社会復帰するための体制づくり	【社会復帰の支援】 ・自助グループと連携した回復支援	リハビリミーティングの実施	年36回	毎年度年36回
		【民間団体の活動に対する支援】 ・自助グループが担う役割の周知、活動支援	依存症者家族向け講演会の開催	年1回	毎年度年1回
関連問題への対応	関連する諸問題に対応する機関の連携	【多重債務問題への取組】 ・消費生活センターなど相談機関での対応強化	消費生活相談員による相談支援の継続実施	継続実施	継続実施
		【違法なギャンブル等の取締りの強化】 ・違法ギャンブル等に対する取締り	依存症支援者向け研修の実施回数	年1回	毎年度年1回
		【クロスアディクションの理解促進】 ・依存症支援者研修等での周知			
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究	【依存症対策の体制整備】 ・包括的な連携体制の構築	連絡協議会の開催回数	年1回	毎年度年1回
		【人材の確保】【調査研究の活用】 ・依存症相談指導者研修(国実施)への参加	－	－	－

V 推進体制等

●関連施策との有機的な連携

静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携

●推進体制

庁内関係課室等と相互連絡・調整を行い、本計画の取組を推進

●進行管理

国の実態調査の結果を踏まえて、計画の有効な指標を設定 必要に応じた計画の見直し

第 2 期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況（詳細）

1 発症予防

（1）正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が病気であることが県民に十分に理解されておらず、適切な医療や相談窓口につながりにくい状況があります。

また、病気に気付かず、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。

このことから、社会全体におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識を積極的に普及啓発するため、以下の取組を実施します。

① 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレット等を関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の知識に関する普及啓発に継続的に取り組みます。（障害福祉課）

令和 6 年度実施（予定）内容

本計画関係機関に対して、依存症全般に係る啓発リーフレットを配布した。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引続き関係機関に対するリーフレット配布を通じ、依存症の知識に関する普及啓発を継続的に取り組む。

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年 5 月 14 日から同月 20 日まで）を通じて、県、市町、関係事業者等が連携し、ギャンブル等にのめり込むリスクや依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組めます。（障害福祉課）

令和 6 年度実施（予定）内容

各健康福祉センター、市町及び計画関係機関に対して、ギャンブル等依存症問題啓発週間に係る啓発ポスターを配布するとともに、県庁本館前に立看板を設置することでギャンブル等依存症に係る啓発に取り組んだ。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き同週間における普及啓発に取り組む。

- ・ 広く県民を対象とした講演会等の実施、県ホームページや SNS 等のメディアの活用による情報発信を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組めます。
(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

令和 7 年 2 月 22 日に県民を対象に依存症フォーラムを開催

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機に関従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集や SNS 等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

② 関係事業者による普及啓発

- ・ 関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組めます。

（浜名湖ボート）

ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示、リーフレット等の配布

（静岡競輪）

競輪場内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組めます。

（伊東温泉競輪）

令和 5 年度の取組を継続実施する。

（浜松オート）

4/19 から 5/20 までギャンブル等依存症問題啓発週間の周知として、場内にポスターを掲示し、ホームページ、場内モニター、CS 放送で周知した。

普及啓発として、相談窓口でのリーフレットの配布、出走表、ホームページ、場内モニター、CS 放送での定期的なテロップやアナウンスにより、継続的に取り組む。

（静岡県遊戯業共同組合）

継続実施。

③ 消費者向けの総合的な情報提供

- ・ 消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するとともに、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に取り組みます。 (県民生活課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

依存症問題についての個人向け及び家族向けのリーフレットを、県庁、各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターでの配架やキャンペーン等での配布を通じて、周知を行った。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き、県民生活センター等においてリーフレットを配架するとともに県民にその活用を働きかけ、注意喚起・普及啓発を行っていく。

- ・ 県ホームページを始めとした、多様な広報媒体を活用し情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。 (県民生活課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

県ホームページ、県民だより、チラシ・ポスター等において相談窓口の周知を行った。また、12 月の静岡県多重債務相談推進月間において、市町、福祉団体等に協力を要請し、相談会案内のリーフレットを配布し周知を行った。

これまでの取組における課題等

なし

今後の方向性

継続実施

④ 青少年等に対する普及啓発の推進

- ・ 新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や子供・若者育成支援推進強調月間（毎年 11 月）等において、リーフレット等の配布や情報発信を通じ、知識の普及に取り組みます。

（社会教育課）

令和 6 年度実施内容

令和 6 年 11 月 9 日（土）に御前崎市で開催した「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」で、来場者にリーフレットを配布予定した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

（2）教育の振興等

2022年度から実施された新学習指導要領において、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなったため、学校において指導する上で参考となる資料の活用などにより、教員等の理解を深めていきます。

① ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進

- ・ 学校においては、教員用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を活用して、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について指導に当たります。

（健康体育課）

令和 6 年度実施（予定）内容

教師用指導参考資料の活用も含め、学習指導要領に従い、各校で実施している。

これまでの取組における課題等

特に課題としては把握していない。

今後の方向性

「継続実施」

② 保護者等への普及啓発の推進

- ・ 保護者会、P T A総会で学校に保護者が来校する機会等を捉えて、ギャンブル等にのめり込むリスク等について周知します。(健康体育課)

令和 6 年度実施（予定）内容

リーフレットもしくはデータで各校に送付し、保護者との連絡アプリ等で配布及び周知を行う予定である。

これまでの取組における課題等

配布の際に、学校が説明する保護者向けの短い説明文のようなものがあれば、より深い意識啓発が可能。

今後の方向性

「継続実施」

(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要となります。

射幸心をあおる内容の広告・宣伝を抑制するとともに、インターネット投票の利用増加を踏まえた本人・家族申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者等による投票券の購入や利用の禁止等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝

- ・ 公営競技事業者は、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。

（浜名湖ボート）

令和4年3月に制定された「ボートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。

（静岡競輪）

・「競輪の広告・宣伝に関するガイドライン」や「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。

（伊東温泉競輪）

令和5年度の取組を継続実施する。

（浜松オート）

オートレース業界で独自に策定した広告指針（ガイドライン）に基づき、ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝を行う。

- ・ ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。

（静岡県遊戯業共同組合）

継続実施

- ・ 風営適正化法第 16 条に基づき、ぱちんこ業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行わないよう指導を行います。(生活保安課)

令和 6 年度実施（予定）内容

パチンコ営業所に対する立入りを行っているが、店内の広告について清浄な風俗環境を害するおそれのある広告等は確認されていない。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

② 本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- ・ 関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

(浜名湖ボート)

本人希望による「浜名湖競走場における入場制限の同意書」を提出してもらう。

(静岡競輪)

・ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

(伊東温泉競輪)

令和 5 年度の取組を継続実施する。

(浜松オート)

本人やその家族から入場禁止の申告があった場合は、入場禁止の措置を実施するように場内の警備員に周知した。(R6. 4～8 月は実績なし。)

(静岡県遊戯業共同組合)

継続実施

令和 6 年 8 月 28 日現在、自己申告プログラム導入状況 193 店舗(100%)、家族申告プログラム導入状況 190 店舗(97.9%) で、家族申告プログラムの 100%導入に務める。

③ 20 歳未満の者等の利用の禁止等

- ・ 関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20 歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18 歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組めます。

（浜名湖ボート）

出走表、広告物、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による 20 歳未満の者への注意喚起等を実施。

（静岡競輪）

・ 競輪場内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20 歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18 歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組めます。

（伊東温泉競輪）

令和 5 年度の取組を継続実施する。

（浜松オート）

入場口で警備員等が、20 歳未満の者の単身での入場を監視し、入場禁止の措置を行う。また、場内巡回、車券発売機へのステッカー、出走表、ホームページ、場内モニター、CS 放送での定期的なテロップやアナウンスにより、注意喚起を促す。（R6. 4～8 月は 20 歳未満の者の単身での入場がなかったため、実績なし。）

（静岡県遊戯業共同組合）

継続実施

(4) こころの健康づくり

ギャンブル等依存症は至る背景には、学校や職場、家庭等様々な場面で感じるストレスや、不安による孤独感が関係していると言われていたことから、県民のメンタルヘルス対策を推進する必要があります。

孤独・孤立対策や自殺対策施策との連携により、県民のメンタルヘルス対策に取り組むことが、ギャンブル等依存症の発症予防につながると考えられるため、以下の取組を実施します。

① 職場における健康づくりの推進

- ・ こころのSOSのサインを発している従業員を早期に発見し、適切な支援を行うことができる「ゲートキーパー」を企業内に養成するため、人事労務担当者・衛生管理者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスに対する理解をテーマとした研修会を実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

令和7年1月、3月にオン欄形式で企業の人事労務者向けのゲートキーパーを開催する。また、令和6年度の新規取組として、静岡県産業保健総合支援センターと連携した職場メンタルヘルス対策に係る産業保健特別セミナーを12月に開催し、セミナーの一駒として、県から講師として職員を派遣し、ゲートキーパー研修を実施した。

これまでの取組における課題等

産業保健特別セミナーについて参加者が16人と予想より少なかったため、周知広報の方法に工夫が必要。

今後の方向性

来年度の実施予定については、産業保健総合支援センターと相談しながら検討していく。

- ・ 従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を実施します。(健康増進課)

令和6年度実施(予定)内容

「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、健康経営セミナーの実施

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

- ・ 職場におけるハラスメント対策を推進するため、労働法セミナーにおいて、職場のハラスメントの内容やその予防・解決を解説し、ハラスメントに関わる法制度を周知啓発するとともに、各県民生活センターに労働相談窓口を設置し、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの相談に対応します。

(労働雇用政策課)

令和 6 年度実施（予定）内容

労働法セミナーを県内 3 会場（東・中・西）及びオンラインにより実施しているほか、当該セミナーのオンデマンド配信を期間限定で一般公開している。また、東・中・西部県民生活センターに設置している中小企業労働相談所の 3 つの相談窓口において労働相談を実施している。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

② 地域における健康づくりの推進

- ・ こころの悩みや不安を抱えた方が安心して悩みを打ち明けられるよう、「こころの電話」、「若者こころの悩み相談窓口」等による電話相談を実施します。

(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

24 時間体制で電話相談を実施している。

これまでの取組における課題等

回線が混み合ってすぐにつながれないケースがある。

今後の方向性

継続実施

- ・ 市町や各保健所、精神保健福祉センターにおいて電話や来所、訪問による精神保健福祉相談を実施します。

(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

関係機関と連携し、精神保健福祉全般に関するこころの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

- ・ 若年層において主要なコミュニケーションツールとなっているLINEを活用し、若年層向けSNS相談窓口（ライン相談@静岡）による相談を実施します。
（障害福祉課）

令和6年度実施（予定）内容

365 日 LINE 相談ができる体制を整えている。

平日： 14 時～22 時、 休日： 14 時～21 時

これまでの取組における課題等

回線が混雑しており、すぐに相談できないケースがある。

今後の方向性

継続実施を行い、回線の増強についても検討していく。

③ 学校における健康づくりの推進

- ・ 不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。

（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課）

（義務教育課）

令和6年度実施（予定）内容

令和6年度は、147 名のスクールカウンセラー、51 名のスクールソーシャルワーカーを任用し、教育相談等を実施している。

これまでの取組における課題等

児童生徒の抱える様々な問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拡充する必要があること。

今後の方向性

継続実施

（高校教育課）

令和6年度実施（予定）内容

スクールカウンセラーは 34 校に、スクールソーシャルワーカーは 11 校に配置し、教育相談体制を強化した。

これまでの取組における課題等

発達障害等が疑われる生徒が増加し、教員では判断できない問題が増加しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援の必要がある。

今後の方向性

継続実施

(特別支援教育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

各校において、年間を通して計画的に養護教諭等が健康に関する教育を推進している。
13 人のスクールカウンセラーを拠点校方式で配置している。

これまでの取組における課題等

生活基盤である家庭への支援を必要とするケースも多く、外部機関との連携がより求められている。

今後の方向性

継続実施。

(健康体育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

新規採用養護教員研修及び新規任用養護教諭等研修会において、外部講師を招いて、養護教諭が行う健康相談について講義演習を実施し、養護教諭の資質向上及び校内の健康相談体制について理解を深めた。

これまでの取組における課題等

現時点では特になし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 児童生徒が日常生活を送る上で直面する様々な困難やストレスを踏まえ、適切に対処する方法を理解するため、「SOS の出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育を推進します。

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

(義務教育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

令和 5 年度の取組として、児童生徒への予防教育（道徳や保健体育も含む）について、全ての学校で実施している市町が 20 市町、一部の学校で実施している市町が 8 市町であった。

これまでの取組における課題等

児童生徒がストレスへの適切な対処方法を理解するために「SOS の出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育をさらに推進する必要がある。

今後の方向性

継続実施

(高校教育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

人間関係づくりプログラム等を用いて、生徒が人間関係の構築やトラブルへの対応について学ぶ機会を設けた。

これまでの取組における課題等

SEL の考え方に基づいた人間関係づくりプログラムに改訂する。

今後の方向性

継続実施

(特別支援教育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

困難やストレスに対して適切に対応できる力をつけることができるよう、生徒指導担当者が集まる場で教員研修を実施。

これまでの取組における課題等

今後も、SOSを出すスキル面だけでなく、生徒指導提要や「生命の安全教育」等の理解を深め、児童生徒一人ひとりの発達を捉えながら指導をしていく。

今後の方向性

継続実施。

(健康体育課)

令和 6 年度実施 (予定) 内容

新規採用養護教員研修を始め各研修において、心の健康や、SOSを出している児童生徒への気付きなどの理解を深める研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

- ・ 子どもが発するＳＯＳを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員を対象に、自殺予防教育の必要性等について理解を促す研修会を実施します。

（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課）

（義務教育課）

令和6年度実施（予定）内容

令和6年度に文部科学省主催「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」東海ブロックを静岡県で開催し、自殺予防教育に関する基礎的、実践的な知識を深めた。

これまでの取組における課題等

各学校における児童生徒の自殺予防教育への理解や取組の浸透をさらに図る必要がある。

今後の方向性

継続実施

（高校教育課）

令和6年度実施（予定）内容

生徒指導地区研究協議会での協議のテーマの1つとして自殺予防を設定し、各学校の取組を共有している。

これまでの取組における課題等

自殺予防教育の必要性等について各教員の理解を促す仕組みを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施

（特別支援教育課）

令和6年度実施（予定）内容

生徒指導連絡協議会で自殺予防やいじめ対応について理解を促す研修を行った。

これまでの取組における課題等

今後も、協議会等で自殺予防教育についての必要性等を伝えていく。

今後の方向性

継続実施。

（健康体育課）

令和6年度実施（予定）内容

養護教諭対象の研修会において、健康相談の講義を実施し、自殺予防やいじめ対応を含む内容を取扱い、理解を促した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施

④ 地域における包括的相談支援体制の構築

- ・ 住民に身近な市町における狭間のニーズへの対応や分野横断的な対応が可能となる体制整備を促進します。（福祉長寿政策課）

令和 6 年度実施（予定）内容

体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣、連携担当職員の養成研修を実施する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

令和 6 年度市町アンケートにおいては、35 市町が包括的相談支援体制を整備していると回答があった。

社会福祉法上、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が市町村の努力義務とされていることから、今後は、相談を包括的に受け止める場に加え、多機関協働による支援、アウトリーチ、地域づくりに向けた支援など、包括的な支援体制の整備を目指す。

- ・ 孤独・孤立対策に係る活動を行う民間団体等との連携を促進し、官民一体となった取組を促進します。（福祉長寿政策課）

令和 6 年度実施（予定）内容

ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームにおいて、シンポジウム・ワークショップ等を実施する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

(5) ゲーム障害・ネット依存に対する啓発

2019 年に、世界保健機関（WHO）がゲーム障害を精神疾患として位置づけました。場所や時間を問わず遊ぶことができるスマートフォンを使用したオンラインゲームは、小中高生を中心とした若年層が多く使用しています。ゲームにのめり込むことで、やめたくてもやめられない（コントロール障害）状態となり、心身の健康問題のほか、射幸性の高いゲーム内課金（ガチャ）による金銭問題が生じており、近年小中高生の保護者からの相談が増えています。

これらの特徴はギャンブル等依存症に共通する点があり、将来的にギャンブル等依存症につながる危険性があります。

学齢期の段階から、ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があるため、依存症治療拠点機関や教育委員会等と連携し、以下の取組を実施します。

① 県民全体に対するゲーム障害・ネット依存に関する啓発

- ・ ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発や情報交換の場として、依存症治療拠点機関と連携したゲーム障害・ネット依存対策ワークショップを実施します。
(障害福祉課、社会教育課)

令和 6 年度実施（予定）内容

沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインで計 6 回実施する。

※浜松会場は 3 月 29 日に実施予定で、その他の会場は実施済み。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

※年度当初の富士会場は参加者 4 名、掛川会場は 2 名であった。

今後の方向性

御参加いただいた方にはアンケート結果で概ね好評をいただいているので、ワークショップ自体の周知強化に取り組んでいく。

② 学校教育における啓発

- ・ Webシステム「ネット依存度判定システム」を利用し、児童・生徒自身によるセルフチェックや個票結果を使用した面談、生徒指導等での活用を推進します。また、生徒・児童の状況把握やデータ集約等を行い、ネット依存リスクの状況について県民へ広く周知します。（社会教育課）

令和6年度実施（予定）内容

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対し、「ネット依存度判定システム」の活用を呼びかけた。

これまでの取組における課題等

児童・生徒に自身のネットの利用、生活習慣の見直しのためにシステムを利用してもらえるよう、幅広く周知していく必要がある。

今後の方向性

回答結果の集約を行い、ネット依存の現状・リスクについて県民に広く広報していく。

- ・ 正しく安全なネット利用を図るため、家庭でのルール作りを目的としたワークシート「親子で話そう！！わが家のスマホルール」を配布する他、啓発活動を担う「スマホルールアドバイザー」を養成します。（社会教育課）

令和6年度実施（予定）内容

○ワークシート「親子で話そう！！わが家のスマホルール」

県内小学校4年生・中学校1年生の保護者に2月から3月にかけて配布予定。

○スマホルールアドバイザー養成講座

9～10月にかけて、県内4会場にて養成講座を開催した。

これまでの取組における課題等

○ワークシート

- ・ 紙の配布が主であり、現時点ではデジタル化に対応できていない
- ・ 限られた学年にしか配布できておらず、スマホ所有の低年齢化に対応できていない

○スマホルールアドバイザー養成講座

- ・ アドバイザーの数に対して、学校現場からの講義依頼が少ない
- ・ アドバイザーのいない市町がある

今後の方向性

- ・ 上記の取組みを継続実施する。
- ・ ワークシートのデジタル化を検討する。

- ・ 携帯電話会社や警察等と連携し、小中学校での安全教室「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの普及を図ります。

(社会教育課)

令和 6 年度実施（予定）内容

県内小中学校に「小中学校ネット安全・安心講座」の開催を呼びかけ、児童・生徒や保護者に対し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの利用を促進した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

③ ゲームやネットへの依存に不安を抱える方に対する支援

- ・ 健康で安心した生活が送れるよう、ゲームやネットへの依存に不安を抱える当事者や家族等に対し、ゲームやネットの使い方や家族とのコミュニケーションの取り方などを学ぶプログラムを実施します。（障害福祉課）

令和 6 年度実施（予定）内容

東部・中部・西部の 3 会場で、5 回ずつ、ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム（御本人向け、御家族向け）を実施している。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

今後の方向性

アンケート結果によると御参加いただいた方には概ね好評をいただいているので、回復支援プログラム自体の周知強化に取り組んでいく。

- ・ 「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」で、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展します。

（社会教育課）

令和 6 年度実施（予定）内容

「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」において、医療機関と連携し、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展した。

これまでの取組における課題等

相談者数が極端に少ない会場があるため、関係機関等を通じ、周知を徹底していく必要がある。

今後の方向性

継続実施

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

ギャンブル等依存症の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であることから、関係機関において相談支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施します。

① 相談支援体制の充実及び本人・家族への支援

- ・ 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるように、県ホームページや SNS 等のメディアを活用して県民に広く周知を図ります。(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

令和 7 年 1 月、精神保健福祉センターの依存症のホームページを最新の情報に更新した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

- ・ 依存症に関する正しい知識を深めるため、広く県民を対象とした講演会等を実施し、本人及び家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながるような支援を行います。(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

令和 7 年 2 月 22 日に県民を対象とした依存症フォーラムを開催。

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機関の従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集や SNS 等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

- ・ ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会や自助グループによるミーティング等の活動につなぐなどの支援を行います。
(障害福祉課)

令和6年度実施（予定）内容

医療機関や自助グループと連携し、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談や、依存症者の回復プログラムであるリカバリーミーティングを実施する。

これまでの取組における課題等

リカバリーミーティングについては新規参加者数が安定しない。

今後の方向性

ホームページへの掲載や関係機関と連携を通じて周知していく。

② 相談支援者の育成

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。
(障害福祉課)

令和6年度実施（予定）内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、令和6年11月に研修会を開催した。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施

- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。（障害福祉課）

令和6年度実施（予定）内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、令和6年11月に研修会を開催した。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施

③ 消費生活相談における的確な対応

- ・ 消費生活センターにおいて、引き続き多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介します。（県民生活課）

令和6年度実施（予定）内容

多重債務に関する相談を受けた際、借金に至った要因についてギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、必要に応じて、依存症に関するリーフレット等の提供や相談機関の紹介を行った。

これまでの取組における課題等

相談者に対して適切な情報提供を行っていくことが必要である。

今後の方向性

引き続き、相談者に対して適切な情報提供を行っていく。

- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。（県民生活課）

令和6年度実施（予定）内容

ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修等の機会を案内し、相談員の相談対応のスキル向上やギャンブル等依存症に対する知識の定着を図っている。

これまでの取組における課題等

相談員がギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修について情報提供し、相談員のスキル向上や知識の定着を図る必要がある。

今後の方向性

引き続き、適切な支援を実施するための研修について、消費生活相談員に対して参加を促していく。

④ 関係事業者による相談支援

- ・ 公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。

(浜名湖ボート)

窓口において相談対応するとともに、依存症が疑われる場合はギャンブル依存症予防回復支援センター等適切な専門機関を紹介。相談件数 0 件 (10 月 8 日時点)

(静岡競輪)

・ 競輪場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。

(伊東温泉競輪)

令和 5 年度の実施を継続実施する。

(浜松オート)

場内のインフォメーションに相談窓口を設置し、相談を受けた場合は、入場禁止措置等を伺い、市精神保健福祉センターへの紹介に努める。(R6. 4～8 月は相談実績なし。)

- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN[※])の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。

※リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)とは、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された認定特定非営利活動法人であり、電話相談や相談員養成、啓発活動等を実施している。

(静岡県遊戯業共同組合)

継続実施

(2) 医療の充実等

ギャンブル等依存症である者が治療を受けられる医療機関に限られることから、適切な医療を受けることができるよう、医療の充実や医療連携を推進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症に係る医療の充実

- ギャンブル等依存症に係る医療の充実を図るため、依存症専門医療機関のさらなる選定に努めます。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

聖明病院及び服部病院について、令和4年7月28日付けで、静岡市及び浜松市を含めて依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関に選定し、同拠点と協力して依存症対策に取り組んでいる。

これまでの取組における課題等

いまだ2拠点のみとなっており、十分な医療提供体制が図られていない。

今後の方向性

依存症専門医療機関の追加選定を検討する。

- ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

依存症治療拠点機関(聖明病院、服部病院)において、県内医療機関の医療従事者等を対象とした依存症医療従事者研修を実施。

※令和7年1月から3月にかけて、計3回実施予定。

これまでの取組における課題等

実施後のアンケート等、研修実施後の効果測定を踏まえた取組みが必要。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関へ必要な支援を行い、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関等に対する研修を開催する。

② 医療連携の推進

- ・ 依存症治療拠点機関等を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修等を実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。（障害福祉課）

令和 6 年度実施（予定）内容

依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、県内医療機関の医療従事者等を対象とした依存症医療従事者研修を実施。

※令和 7 年 1 月から 3 月にかけて、計 3 回実施予定。

これまでの取組における課題等

実施後のアンケート等、研修実施後の効果測定を踏まえた取組が必要。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関へ必要な支援を行い、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関等に対する研修を開催する。

3 回復支援・再発予防

(1) 社会復帰の支援

地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者や家族のギャンブル等依存症に対する理解を深めることで、ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症からの回復支援

- ・ 精神保健福祉センターを中心に、自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等を含む依存症である者を対象とした、依存症からの回復のためのリカバリーミーティングを実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

中部会場にて通年で月4回、東部会場にて4～9月で月1回実施。

これまでの取組における課題等

新規参加者数が安定しない。

今後の方向性

ホームページへの掲載や関係機関と連携を通じて周知していく。

- ・ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症である者が、医療機関での受診後又は退院後において、医師の指導の下、社会復帰を視野に入れた支援(生活上の指導、地域社会資源の情報提供、民間団体との関係づくり等)を受けられる体制づくりを進めます。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関(聖明病院、服部病院)において、精神科病院を受診後又は退院後のギャンブル等依存症を含む依存症患者に対して、民間団体と連携した支援を実施した。

これまでの取組における課題等

退院後に自助グループ等につながらない方の再発率が高いため、つながりを保ち続ける環境づくりが重要である。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関において、民間団体と連携した支援を実施していく。

② 生活困窮者等への支援

- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。
(地域福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

「静岡県依存症フォーラム（開催日：令和 7 年 2 月予定）」の開催案内を受け、①県内の各市福祉事務所（政令市を除く。）、②賀茂・東部・中部健康福祉センターの生活保護制度担当課（係）・生活困窮者自立支援制度担当課宛てに関係者への周知を依頼した。

これまでの取組における課題等

「現時点ではなし」

今後の方向性

「継続実施」

③ 就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上

- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション※、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
(障害福祉課)

※ 地域若者サポートステーション（サポステ）

就業・就学していない 15 歳から 49 歳までの方を対象に、就労に向けたコミュニケーション講座や就業体験、パソコン講座から、就職後の職場定着・ステップアップに関する相談まで、総合的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関であり、県内に 4 箇所（三島市、静岡市、掛川市、浜松市）設置されている。

令和 6 年度実施（予定）内容

令和 7 年 2 月 22 日に依存症フォーラムを開催した。

これまでの取組における課題等

退院後の周囲のサポートが不足することで再発を招くおそれがあることから、関係課が所管する関連会議体の構成員等、周知先を広げていく必要がある。

今後の方向性

引き続き社会復帰支援に関係する機関に対する普及啓発を実施していく。

(2) 民間団体の活動に対する支援

ギャンブル等にのめり込み、自分をコントロールできないのは、意思の弱さではなく病気の症状です。ギャンブル等依存症は、自分の意思でコントロール出来なくなる病気であるため、自己で回復することは困難とされています。専門の医療機関のほか、同じ目的を持った仲間の集まりである自助グループの回復支援は重要な役割を果たしていることから、ギャンブル等依存症の者や家族等に対し、これら民間団体の活動を広く周知し、支援していきます。

- ・ 自助グループが開催するミーティング等の活動場所の提供、医療機関や行政等の専門機関に関する情報提供等、活動に対する支援を実施し、民間団体の活動の促進を図ります。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

リーフレット配布による自助グループの知を行った。活動場所の提供等は実施できなかった。

これまでの取組における課題等

活動場所や費用の支援は実施が難しい点があるため、記念講演等への後援等幅広い活動支援を検討していく

今後の方向性

自助グループ等の民間団体と協議の上、本県として取り組むべき内容を精査し、活動の支援を行う。

- ・ ギャンブル等依存症の回復支援における自助グループが果たす役割について、県民に広く周知します。(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

令和7年2月に開催を予定している依存症フォーラム等において、自助グループが果たす役割を周知した。

これまでの取組における課題等

依存症治療において当事者でもある自助グループとの連携は不可欠であり、依存症患者本人や家族、相談業務従事者等へその役割を周知していくことが必要である。

今後の方向性

引き続き自助グループの普及啓発に努めていく。

4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応

(1) 多重債務問題への取組

ギャンブル等依存症である者は多重債務を抱える場合が多く、多重債務は貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、これらの問題を解決するため、以下の取組を実施します。

- ・ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。
(県民生活課)

令和 6 年度実施（予定）内容

県民生活センターや県内各市町の消費生活センターにおいて、多重債務相談を実施し、必要に応じてギャンブル等依存症に関する相談窓口の案内を行った。また、静岡県多重債務相談推進月間（12 月）では、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会と連携し、県内各地で無料相談会を行った。

これまでの取組における課題等

なし。

今後の方向性

継続実施

(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進し、静岡県では近年は賭博事犯の件数は減少しており、直近 3 年間（2020 年度から 2022 年度まで）の検挙数は 0 件です。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを行います。

- ・ 警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。
(生活保安課)

令和 6 年度実施（予定）内容

R6 中の賭博事犯の検挙数は 1 件

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

- ・ 参議院内閣委員会における、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第 11 項*も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。
(生活保安課)

*ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第 11 項（参議院内閣委員会）

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

令和 6 年度実施（予定）内容

R6 中の賭博事犯の検挙数は 1 件

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

(3) クロスアディクションに関する理解促進

クロスアディクションとは、ギャンブル等のプロセスへの依存のほか、アルコールや薬物等の物質依存や共依存といった人間関係への依存など、2種類以上の依存症を併発している状態や、1つの依存症の回復過程で別の依存症を発症することを言います。ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物に関する問題も抱えている方が多いと言われていることから、クロスアディクションの問題も踏まえた上で、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、行政関係機関、専門医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携が必要です。

- ・ ギャンブル等依存症の回復過程からクロスアディクションとなることを防止するため、アルコールによる依存症のほか、ゲーム障害等の様々な依存症に対する理解の促進を図ります。

(障害福祉課)

令和6年度実施（予定）内容

ギャンブル依存、アルコール依存、ゲーム障害、薬物依存等の対策に関係機関と連携しながら取組中。

これまでの取組における課題等

ギャンブル依存症だけでなく、他の依存症についても医療機関や自助グループへの相談に至らないケースが多い。

今後の方向性

まずは自身が依存症であることを気づくきっかけとなるような、セルフチェックの普及啓発に取組んでいく予定。

- ・ 行政関係機関や多様な依存症に対応する専門医療機関、自助グループ、回復支援施設等との連携の下、ギャンブル等依存症者を早期に適切な支援につなげることで、クロスアディクションへの進行を予防します。

(障害福祉課)

令和6年度実施（予定）内容

精神保健福祉全般に関するこころの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施し、相談内容に応じて適切な関係機関へつなげる。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし

今後の方向性

継続実施

5 基盤整備

(1) 依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

① 包括的な連携協力体制の構築

- ・ 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築します。
(障害福祉課)

令和6年度実施(予定)内容

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会を令和6年10月に開催し、本計画に係る関係機関の取組内容を共有し、議論を行うことで、関係機関の連携強化を図った。

これまでの取組における課題等

効率的な施作の実施に向け、引き続き有識者等との議論の場が必要

今後の方向性

継続して実施する。

② 関係事業者における体制整備

- ・ 公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、担当者に対する研修を充実させます。

(浜名湖ボート)

関係者に向けて1回実施予定

ボートレース業界及び静岡県公営競技連絡協議会主催の研修に4回参加予定

(静岡競輪)

- ・ 静岡県公営競技連絡協議会主催の研修会に参加予定です。

(伊東温泉競輪)

令和5年度の取組を継続実施する。

(浜松オート)

オートレース業界や静岡県公営競技連絡協議会等が計画する研修に積極的に参加し、担当者の知識や能力の向上に努める。

- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】
- ・ 静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

(静岡県遊技業共同組合)

継続実施

「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を2回(令和6年10月23日、24日)

開催

経営者等研修会を令和7年2月13日に開催

(2) 人材の確保

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 依存症治療拠点機関を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。【再掲】 (障害福祉課)

- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】
(県民生活課)
- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】
(地域福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【再掲】
(障害福祉課)

(3) 調査研究の活用

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、国の実態調査等を活用し、本県における施策に反映させます。

- ・ 国が実施する実態調査の結果を活用し、施策の充実を図ります。(障害福祉課)

令和 6 年度実施（予定）内容

上記実態調査等を踏まえ第 2 期計画を策定し、各種取組を実施しているところである。

これまでの取組における課題等

インターネットの普及など、依存症を取り巻く環境は変化しつづけているため、最新の情報を把握していく必要がある。

今後の方向性

継続実施

第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の活動指標

【重点目標1】学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

指標項目	現状 (R4実績)	目標 (R11まで)	実績 (R6)	説明	担当課
県民向けフォーラム等の開催回数	年1回	(毎年度) 年1回	1回	2/22(土)に依存症フォーラムを開催	障害福祉課
大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発	年1回	(毎年度) 年1回	開催日 ・・・R6.11.9(土) 会場 ・・・御前崎市民会館	11月9日(土)に御前崎市で開催した「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」において、来場者に対しリーフレットを配布した。	社会教育課
高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	各校にて実施	(毎年度) 継続実施	各校にて実施	保健体育科科目保健の指導内容の一つとして精神疾患を取り上げる(平成30年3月公示高等学校学習指導要領) 精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症を取り上げる(平成30年7月告示高等学校学習指導要領解説保健体育編)	健康体育課
ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	【浜名湖ボート】 継続実施 【静岡競輪】 継続実施 【伊東温泉競輪】 継続実施	【浜名湖ボート】 令和4年3月に制定された「ボートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。 【静岡競輪】 令和4年3月に制定された「競輪の広	公営競技事業者 遊技業協同組合

			【浜松オート】 継続実施 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	告・宣伝に関するガイドライン及び「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等に基づいた広告・宣伝を行っている。 【伊東温泉競輪】 場内に依存症啓発ポスターの掲示、場内放送及びホームページ上での啓発を継続実施していく 【浜松市オート】 オートレース業界で独自に策定した広告指針(ガイドライン)に基づき、ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝を行う。 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	
本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	【浜名湖ボート】 継続実施 【静岡競輪】 継続実施 【伊東温泉競輪】 継続実施 【浜松オート】 継続実施 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	【浜名湖ボート】 本人希望による「浜名湖競走場における入場制限の同意書」を提出してもらう。 【静岡競輪】 これまでと同様に本人又は家族の申告に基づいてアクセスを制限する取り組みを行っている。 【伊東温泉競輪】 申告があった場合、入場制限等を行える体制を継続実施していく 【浜松オート】	公営競技事業者 遊技業協同組合

			施	本人やその家族から入場禁止の申告があった場合は、入場禁止の措置を実施するように場内の警備員に周知した。 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	
ゲートキーパーの養成数	計 64,605 人	(2027 年度) 累 計 86,000 人	70,638 人	数字は R5 年度末実績 R6 年度も市町と協力して実施中	障害福祉課
ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催回数	年 6 回	(毎年度) 継続実施	6 回 (予定)	聖明病院、社会教育課と居力して実施 実施済：富士、沼津、静岡、オンライン、掛川 実施予定：浜松	障害福祉課

第2期計画の活動指標

【重点目標2】ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

指標項目	現状 (R4 実績)	目標 (R11 まで)	実績 (R 6)	説明	担当課
精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数	58 回	(毎年度) 年 60 回	年 36 回実施予定	中部会場にて月 3 回実施中。	精神保健福祉センター
精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	年 1 回実施予定	令和 6 年 11 月に開催した。	精神保健福祉センター
関係事業者による相談支援の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	【浜名湖ボート】 継続実施 【静岡競輪】 継続実施 【伊東温泉競輪】 継続実施 【浜松オート】 継続実施 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	【浜名湖ボート】 電話及び場内相談所にて継続実施。 【静岡競輪】 場内に相談窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等を案内できる体制を取っている。また、依存症が疑われる場合には、専門機関を紹介することとしている。 【伊東温泉競輪】 場内に相談窓口を設け、相談があった場合は専門のギャンブル依存症相談窓口を紹介する 【浜松オート】	公営競技事業者 遊技業共同組合

				場内のインフォメーションに相談窓口を設置し、相談を受けた場合は、入場禁止措置等を伺い、市精神保健福祉センターへの紹介に努める。 【静岡遊技業共同組合】 (毎年度) 継続実施	
ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数	2 機関	3 機関	2 機関	令和 4 年 7 月 28 日付けで、静岡市及び浜松市を含めた静岡県全域で選定した。 追加拠点の選定については検討中。	障害福祉課
医療従事者向け研修の受講者数	83 人	(令和 6 ～ 8 年度) 計 240 人	聖明病院・服部病院に委託し、今後実施予定	令和 7 年 1 月から 3 月にかけて 3 回実施予定。	障害福祉課
リカバリーミーティングの実施	36 回	(毎年度) 年 36 回	年 30 回実施予定	中部会場にて通年で月 4 回、東部会場にて 4 ～ 9 月で月 1 回実施。	精神保健福祉センター
生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	1 回	依存症フォーラムに生活困窮者支援従事者の参加者を促す。	障害福祉課 (地域福祉課)
消費生活相談員による相談支援の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	継続実施	消費生活センターにて、多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介する。	県民生活課
依存症問題従事者研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	1 回	令和 6 年 11 月に開催した。	精神保健福祉センター
ギャンブル等依存症対策の	1 回	(毎年度)	1 回	令和 6 年 10 月 17 日に開催	障害福祉課

関係機関による連絡協議会の開催回数		年 1 回			
関係事業者における従業員向け研修の開催回数	7 回 (各公営競技事業者累計)	(毎年度) 年 1 回	【浜名湖ボート】 関係者に向けて 1 回実施予定 ボートレース業界及び静岡県公営競技連絡協議会主催の研修に 4 回参加予定 【静岡競輪】 継続実施 【伊東温泉競輪】 継続実施 【浜松オート】 年 1 回	【浜名湖ボート】 ・浜名湖ボートレース企業団 ギャンブル依存症担当者研修 ・ボートレース業界 ギャンブル等依存症対策責任者研修 ・ボートレース蒲郡 ギャンブル依存症研修会 ・静岡県公営競技連絡協議会 ギャンブル依存症研修会 ・ボートレース業界地区別ギャンブル依存症担当者研修会 【静岡競輪】 静岡県公営競技連絡協議会主催の研修会に参加予定 【伊東温泉競輪】 静岡県公営競技連絡協議会で依存症対策研修会等を開催し、職員を派遣して依存症に関する知識を深める 【浜松オート】 静岡県公営競技連絡協議会が令和 7 年 1 月頃実施予定	公営競技事業者
関係事業者における従業員向け研修の開催回数	2 回	(毎年度) 年 3 回	年 3 回	(毎年度) 年 3 回	遊技業共同組合

目的

ギャンブル等依存症対策基本法に基づく実態調査として、令和5年度におけるギャンブル等依存が疑われる者の実態とギャンブル等依存症の関連問題の実態を明らかにすることを目的とする。
一般住民における「ギャンブル等依存が疑われる者の割合の推計」、「ギャンブル経験」や「ギャンブル行動」の実態、公的な相談機関の利用者を対象としたギャンブル等依存の問題を抱えている当事者と家族の特徴やギャンブル関連問題の実態について調査。

全国住民調査の概要

- 調査対象：無作為抽出された一般住民 18,000名（満18歳以上75歳未満）
- 調査手法：調査票を郵送し、回答は郵送・インターネットのいずれかを選択
- 有効回答：有効回答数 8,898票（49.4%）
〔男性4,204名、女性4,694名〕

結果

- (1) 国民のギャンブル行動
- 過去1年間のギャンブル経験：男性の44.9%（1,888名）、女性の26.5%（1,243人）
 - 過去1年間にギャンブルに使った金額（1か月あたり）：中央値 9,000円
 - 過去1年間に最もお金をつかったギャンブルの種類：宝くじが最多（53.3%）で、パチンコ（15.0%）が次に多い。
- (2) 過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点※以上）の割合とそのギャンブル行動
- PGSI 8点以上の割合（年齢調整後）【図表1】：**1.7%**（95%信頼区間1.4～1.9%）、**男性2.8%**（95%信頼区間 2.3～3.3%）、**女性0.5%**（95%信頼区間 0.3～0.7%）
- （参考）令和2年度調査では全体1.6%（95%信頼区間：1.4～1.9%）であり、ギャンブル等依存の疑いがある者の割合に統計的に有意差はない。
- 過去1年間にギャンブルに使った金額（1か月あたり）：中央値 6万円
 - 過去1年間に最もお金を使ったギャンブルの種類は、男性ではパチンコ（43.4%）、パチスロ（24.5%）、競馬（11.3%）の順で、女性ではパチンコ（60.9%）、パチスロ（17.4%）の順で割合が高い。【図表2】
 - インターネットを使ったギャンブルの購入方法については、PGSIの得点によらず、すべての公営競技などにおいて、「主にオンライン」または「両方」で行うと回答した者の割合が過半数を占めた。
 - 新型コロナウイルス感染拡大前と比較し、インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた（「新たに始めた」、「する機会が増えた」の合計）との回答は、PGSI 8点未満の者では3.6%であったのに対し、PGSI 8点以上の者では19.9%であった。
- ※ PGSI（Problem Gambling Severity Index）：カナダのHarold Wynne博士、Jackie Ferris博士によって開発されたギャンブル問題の自記式スクリーニングテスト。一般住民を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテストで、海外の多くのギャンブル問題に関する調査で用いられている。得点範囲は0点～27点で、本調査は合計8点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」とした。

【図表1】過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点以上）の割合〔年齢調整後〕

		男性	女性	男女合計
PGSI 8点未満	人数	4,298人	4,368人	8,666人
	割合	97.2%	99.5%	98.3%
PGSI 8点以上 （ギャンブル等依存が疑われる者）	人数	123.4人	23.0人	146.4人
	割合 （95%信頼区間）	2.8% （2.3～3.3%）	0.5% （0.3～0.7%）	1.7% （1.4～1.9%）
全体	合計人数	4,422人	4,390人	8,812人

【図表2】過去1年間で最もお金を使ったギャンブルの種類（PGSI 8点以上の者）（抜粋）

ギャンブル種	男性	女性	男女合計
パチンコ	46（43.4%）	14（60.9%）	60（46.5%）
パチスロ	26（24.5%）	4（17.4%）	30（23.3%）
競馬	12（11.3%）	0（0.0%）	12（9.3%）
競輪	3（2.8%）	1（4.3%）	4（3.1%）
競艇	6（5.7%）	0（0.0%）	6（4.7%）
オートレース	1（0.9%）	0（0.0%）	1（0.8%）
宝くじ（ロト・ナンバース等も含む）	4（3.8%）	1（4.3%）	5（3.9%）
証券の信用取引、先物取引 市場への投資、FX	7（6.6%）	0（0.0%）	7（5.4%）

(件名)

静岡県における薬物乱用の現状と課題

(薬事課薬物対策班)

1 県内薬物乱用の現状（令和5年）

- 平成23年以降、薬物事犯全体の検挙者数は減少傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移している。
- 大麻事犯の検挙者数は、197人と過去最多を更新し、2年連続で大麻事犯検挙者数が覚醒剤事犯検挙者数を上回っている。また、10代・20代の青少年の内数は141人（前年から35人増加）と、検挙者全体の71.6%を占めている。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は180人と薬物事犯全体の45.1%を占めており、前年度と比較して28人増加している。

<県内の薬物事犯による検挙者数の推移> (人)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
覚醒剤	静岡県	259	281	207	208	204	152	180
	うち青少年	44 (17.0%)	48 (17.1%)	25 (12.1%)	23 (11.1%)	37 (18.1%)	26 (17.1%)	33 (18.3%)
	全国検挙者数	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914
大麻	静岡県	115	124	147	163	180	158	197
	うち青少年	58 (50.4%)	51 (41.1%)	62 (42.2%)	110 (67.5%)	109 (60.6%)	106 (67.1%)	141 (71.6%)
	全国検挙者数	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482
あへん		1	0	0	1	6	0	1
麻薬等		8	13	24	7	7	16	17
指定薬物		5	1	2	3	0	1	4
計 (うち覚醒剤事犯の割合)		388 (66.8%)	419 (67.1%)	380 (54.5%)	382 (54.5%)	397 (51.4%)	327 (46.5%)	399 (45.1%)

<県内の有機溶剤乱用による検挙者数の推移> (人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シンナー	5	1	1	10	3	4	5

2 課題

- 大麻事犯の検挙者197人のうち、10代・20代の青少年が71.6%を占めており、若者への大麻乱用が拡大し続けている。併せて、「大麻グミ」や「大麻クッキー」等を称した危険ドラッグが流通し、インターネット等では「大麻は害がない」、「大麻はタバコより安全」といった誤った情報が流布しており、大麻に対する危機意識を低くしている。このため、若い世代から繰り返し大麻の危険性や有害性に関する正しい知識の広報・啓発が必要である。
- スマートフォン等の普及により、インターネットやSNSを手軽に利用できる環境となったことで、互いの情報共有が容易となり、薬物の不正取引形態がより潜在化・巧妙化を呈している。このような状況の中、令和5年の薬物事犯の検挙者数は増加しており、薬物乱用を防止するためには、違法薬物の供給を断ち、入手できない環境の形成が重要である。このため、法令に基づく違法薬物の密輸・密売、乱用者等に対する徹底した取締りが必要である。

- (3) 覚醒剤事犯の検挙者の71.7%が再犯者であるなど、薬物事犯の再犯率が高い状況にある。また、薬物乱用は犯罪行為であるとともに、薬物依存症という病気の可能性があることを認識させることが重要である。このため、精神保健福祉センターでの効果的な治療プログラムの実施や、薬物乱用通報・相談窓口などの相談対応等の薬物依存者やその家族に対する支援の充実が必要である。
- (4) 昨年度から、若者によるかぜ薬等の市販薬を過剰摂取するいわゆるオーバードーズの事例が報道されており、その広がりが懸念されている。

(件名)

令和6年度静岡県薬物乱用対策推進方針の策定

(薬事課薬物対策班)

1 趣 旨

近年、次代を担う若者を中心に大麻事犯の検挙者数が急激に増加し、令和5年は197人と過去最多となった。

また、昨年より都市圏を中心に市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）の広がりも懸念されている

このような状況を踏まえ、副知事を本部長とし、知事部局、教育委員会、警察本部及び東海北陸厚生局麻薬取締部からなる「静岡県薬物乱用対策推進本部」において、「静岡県薬物乱用対策推進方針」を策定し、関係する各部局・機関が連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進する。

2 推進方針の構成

「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下、9つの取組の方向と、61の具体的な取組を設定している。

方針の柱	取組の方向
1 広報及び啓発活動の推進	(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進 (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進 (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進
2 取締り及び監視指導の徹底	(1) 薬物事犯の取締りの徹底 (2) 危険ドラッグ対策の徹底 (3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底
3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実 (2) 相談体制の充実強化 (3) 適切な医療保護対策の実施

3 新規の取組

<方針の柱1 広報及び啓発活動の推進>

取組内容	実施機関
小学校、中学校及び高等学校において、市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）の危険性の内容を盛り込んだテキストを用いた薬学講座の全校実施を推進する。	私学振興課、健康体育課、人身安全少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課
小中学校の保健主事を対象に、大麻等の違法薬物に加え、市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）の危険性などを再認識するための研修を実施し、薬物乱用防止に係る指導の充実を図る。	健康体育課、薬事課

＜方針の柱 2 取締り及び監視指導の徹底＞

取組内容	実施機関
危険ドラッグ販売店等に対する取締りとして県下合法大麻店を標ぼうする店舗に対し、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく監視と徹底的な取締りを行う。	薬物銃器国際捜査課、 薬事課
医薬品販売者に対する立入検査の際に、濫用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応が徹底されるよう指導を行う。(オーバードーズ対策)	薬事課

＜方針の柱 3 薬物問題を抱える人への支援の徹底＞

取組内容	実施機関
学生との協働により、近年の薬物情勢（大麻事犯の検挙者数の増加や市販薬の過剰摂取問題等）を踏まえた薬物乱用通報・相談窓口に係るリーフレット等を作成・配布することで、薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知を図る。	薬事課

4 会議の開催

年度	幹事会	本部員会
令和4年度	4月28日（対面）	5月27日（対面）
令和5年度	4月28日（対面）	5月26日（対面）
令和6年度	4月30日（対面）	5月24日（対面）

5 国の動向

国では、令和5年8月に厚生労働大臣を議長とする薬物乱用対策推進会議において策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁が緊密に連携して、水際対策等による薬物の供給遮断、啓発等による需要の削減の両面から総合的な薬物乱用防止に取り組んでいる。

<参考>

薬物乱用対策推進本部

1 設置目的

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

2 所掌事務

- ・ 薬物乱用対策推進方針の策定に関すること
- ・ 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関すること
- ・ 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関すること
- ・ 薬物事犯の取締りの強化に関すること
- ・ 乱用者、中毒者の治療更生に関すること ほか

3 組織

(1) 本部

本 部 長	森副知事	
副 本 部 長	健康福祉部長	
本 部 員	知事部局	・ 知事戦略局長 ・ くらし・環境部長、 ・ スポーツ・文化観光部長 ・ 経済産業部長
	県教育委員会	・ 教育監
	県警察本部	・ 刑事部長
	厚生労働省	・ 東海北陸厚生局麻薬取締部長

(2) 幹事

幹 事	知事戦略局	・ 広聴広報課
	くらし・環境部	・ 県民生活課 ・ くらし交通安全課
	スポーツ・文化観光部	・ 大学課 ・ 私学振興課
	健康福祉部	・ 地域福祉課 ・ 障害福祉課 ・ 薬事課
	経済産業部	・ 労働雇用政策課 ・ 職業能力開発課 ・ 農業ビジネス課 ・ 水産振興課
	教育委員会	・ 健康体育課 ・ 社会教育課
	県警察本部	・ 人身安全少年課 ・ 薬物銃器国際捜査課
	厚生労働省	・ 東海北陸厚生局麻薬取締部捜査第二課

< 令和6年度静岡県薬物乱用対策推進方針の概要 >

資料3-2

<方針の柱1> 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 新規**・小・中・高等学校での市販薬の過剰摂取（「オーバードーズ」）の危険性の内容を盛り込んだ「薬学講座」の全校実施（私学振興課、健康体育課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 重点**・大学、専修学校等での新入生等対象の薬物乱用防止講習会の開催（県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 新規**・小中学校の保健主事を対象とした大麻等の違法薬物やオーバードーズ等に係る研修の実施（健康体育課、薬事課）

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 重点**・携帯電話販売店等の立入検査等による静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適正な履行状況の確認（社会教育課）
- 重点**・静岡県青少年の非行・被害防止強調月間や子供・若者育成支援強調月間におけるキャンペーンの実施（社会教育課）
- 重点**・ラジオ、SNS、ホームページ等を活用した効果的な広報活動の実施（広聴広報課、くらし交通安全課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- 重点**・学生との協働による大麻乱用防止啓発動画の制作、YouTube等のWEB動画広告を活用した動画発信（薬事課）
- 重点**・大麻乱用防止のためのポスター掲示、リーフレット配架等による啓発活動（労働雇用政策課、職業能力開発課、薬事課）
- 重点**・静岡県宅地建物取引業協会での一人暮らしを始める若者への啓発資材の配布（薬事課）

<方針の柱2> 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点**・大麻等の薬物事犯の徹底した取締りの実施（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部）
- 重点**・市町と連携した青少年を取り巻く社会環境の実態調査、立入検査を通じての有害環境の実態把握や不備店舗の是正の実施（社会教育課）
- 新規**・少年のい集場所等への街頭補導による薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等（県警人身安全少年課）

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 重点**・「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物等の指定（薬事課）
- 新規**・関係業界との危険ドラッグに係る協定等に基づく販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等による連携（薬事課）
- 新規**・危険ドラッグ販売店等に対する監視と徹底的な取締りの実施（県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

- 重点**・医療用麻薬を取り扱う医療機関等への立入検査による麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流し防止のための指導・監督の実施（東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- 新規**・医薬品販売者に対し、濫用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難防止の指導の実施（「オーバードーズ」対策）（薬事課）

<方針の柱3> 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 重点**・精神保健福祉センターでの依存問題回復を目指すリカバリーミーティングの開催（障害福祉課）
- 重点**・薬物乱用の初犯者及びその家族に対し、勾留期間を利用した再乱用防止のための資料の閲覧や配布の実施（県警薬物銃器国際捜査課）

(2) 相談体制の充実強化

- 重点**・依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等による薬物依存者等への支援（県民生活課、障害福祉課、県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- 新規**・学生と協働し近年の薬物情勢を踏まえたリーフレット等作成・配布し、若年層等に対し相談窓口があることを周知（薬事課）

(3) 適切な医療保護対策の実施

- 重点**・精神保健福祉法に基づく緊急医療が必要な措置入院者の精神科病院での保護、受診指導、助言等（障害福祉課）

(件 名)

令和 6 年度の薬物乱用防止に係る取組計画

(薬事課薬物対策班)

主な取組 (○薬事課の取組、●薬事課以外の取組)

1 広報及び啓発活動の推進

取組の方向	具体的な取組																																		
学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	○薬学講座の実施（新規）、薬物乱用防止講習会の開催（重点）																																		
	・ 小・中・高等学校での市販薬のオーバードーズの危険性を新たに盛り込んだ「薬学講座」を全校で開催する。（（公社）静岡県薬剤師会に委託）																																		
	・ 大学及び高等課程を有する専修学校での新入生等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を全学・全校で開催する。（警察本部とライオンズクラブによる協力）																																		
	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6 予定</th></tr><tr><td rowspan="4">薬学講座</td><td rowspan="3">学校数 (実施率)</td><td>小学校</td><td>496/496 校 (100.0%)</td><td>488/488 校 (100.0%)</td><td>482 校</td></tr><tr><td>中学校</td><td>288/288 校 (100.0%)</td><td>289/289 校 (100.0%)</td><td>288 校</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>137/137 校 (100.0%)</td><td>135/135 校 (100.0%)</td><td>135 校</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>921/921 校 (100.0%)</td><td>912/912 校 (100.0%)</td><td>905 校</td></tr><tr><td colspan="2">参加者数</td><td>182,255 人</td><td>174,320 人</td><td>189,161 人</td></tr></table>					区分			R4	R5	R6 予定	薬学講座	学校数 (実施率)	小学校	496/496 校 (100.0%)	488/488 校 (100.0%)	482 校	中学校	288/288 校 (100.0%)	289/289 校 (100.0%)	288 校	高等学校	137/137 校 (100.0%)	135/135 校 (100.0%)	135 校			921/921 校 (100.0%)	912/912 校 (100.0%)	905 校	参加者数		182,255 人	174,320 人	189,161 人
	区分			R4	R5	R6 予定																													
	薬学講座	学校数 (実施率)	小学校	496/496 校 (100.0%)	488/488 校 (100.0%)	482 校																													
			中学校	288/288 校 (100.0%)	289/289 校 (100.0%)	288 校																													
			高等学校	137/137 校 (100.0%)	135/135 校 (100.0%)	135 校																													
				921/921 校 (100.0%)	912/912 校 (100.0%)	905 校																													
	参加者数		182,255 人	174,320 人	189,161 人																														
薬物乱用防止講習会	学校数 (実施率)	大学等	24/24 校 (100.0%)	23/23 校 (100.0%)	23 校																														
		専修学校 (高等課程)	15/15 校 (100.0%)	15/15 校 (100.0%)	15 校																														
			39/39 校 (100.0%)	38/38 校 (100.0%)	38 校																														
	参加者数		22,448	19,041	17,681																														
合計	学校数 (実施率)	960/960 校 (100%)	950/950 校 (100%)	943 校																															
	参加者数	204,703 人	193,361 人	206,842 人																															
・ 大麻等の薬物乱用の状況に加え、市販薬の過剰摂取の危険性などを身近な問題として認識してもらい、指導の充実を図った。 (小学校 273 校、中学校 156 校 計 429 人 に対して実施)																																			
地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	○静岡県薬物乱用防止県民大会																																		
	・ 薬物乱用を絶対に許さない県民意識の形成を目的として開催 R6：11月30日（土） 森町文化会館ミキホール（森町） R5：11月18日（土） グランシップ（静岡市） 約350人																																		
	○ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）における啓発活動																																		
・ 街頭啓発の開催、各種メディアを通じた啓発活動を実施する。																																			

	○薬物乱用防止活動で連携する企業等の新入社員等を対象とした講習会 県宅地建物取引業協会等との連携により、薬物乱用防止講習会を開催する。 R5：静岡県消防学校初任科、県宅地建物取引業協会（5回、276人） R4：静岡県消防学校初任科、県宅地建物取引業協会（3回、196人）																											
大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	○大麻乱用防止のための啓発動画の発信（重点） - YouTube や Tiktok 等の WEB 動画広告を活用し、学生との協働により制作した大麻の危険性や有害性を伝える啓発動画を県内の若者（10代・20代）のスマートフォン等へ直接発信する。 令和5年実績 <table><tr><td>発信回数</td><td>表示回数（回）</td><td>完全再生回数（回）</td></tr><tr><td>You Tube</td><td>880,656</td><td>740,592</td></tr><tr><td>Tiktok</td><td>1,409,667</td><td>57,577</td></tr></table> 令和4年実績 <table><tr><td>発信回数</td><td>表示回数（回）</td><td>完全再生回数（回）</td></tr><tr><td>You Tube</td><td>860,227</td><td>733,081</td></tr><tr><td>Tver</td><td>253,627</td><td>241,792</td></tr></table> ○薬学講座等の講師を対象としたスキルアップ研修会 - 講師を対象とした大麻の最新情報を盛り込んだスキルアップ研修会を実施し、講師の資質向上を図る。 <table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>200人（3回）</td><td>203人（3回）</td></tr><tr><td>講師</td><td>・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・静岡県公認心理師協会</td><td>・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・名古屋税関清水税関支署</td></tr></table>	発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）	You Tube	880,656	740,592	Tiktok	1,409,667	57,577	発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）	You Tube	860,227	733,081	Tver	253,627	241,792	年度	R4	R5	受講者数	200人（3回）	203人（3回）	講師	・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・静岡県公認心理師協会	・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・名古屋税関清水税関支署
発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）																										
You Tube	880,656	740,592																										
Tiktok	1,409,667	57,577																										
発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）																										
You Tube	860,227	733,081																										
Tver	253,627	241,792																										
年度	R4	R5																										
受講者数	200人（3回）	203人（3回）																										
講師	・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・静岡県公認心理師協会	・東海北陸厚生局麻薬取締部 ・名古屋税関清水税関支署																										

2 取締り及び監視指導の徹底

取組の方向	具体的な取組
薬物事犯の取締りの徹底	●薬物事犯の徹底した取締りの実施（重点） 組織的な薬物密輸入・密売事犯、大麻等の薬物事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者、インターネット通信等を利用した薬物密売事犯、正規流通麻薬事犯に対する徹底した取締りを行う。（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部）
危険ドラッグ対策の徹底	○静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の運用 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（H27.3.1全面施行）」に基づく知事指定薬物への指定により、危険ドラッグの販売、流通の規制を徹底する。 指定状況（条例施行～令和6年11月末現在）：50回、165物質 ○危険ドラッグの疑いのある製品の買上検査 - 危険ドラッグの疑いのある製品を買上げ、成分分析を実施し、違法な成分が検出された場合、告発等の必要な措置を行う。

医薬品等取扱施設への監視指導の徹底	○協定締結業界団体等との連携 危険ドラッグの販売や流通防止、情報収集等を目的に締結した県や県警、業界団体の３者との協定に基づき、官民一体となった危険ドラッグ撲滅対策を推進する。 連携先：（公社）静岡県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会静岡県本部、（一社）静岡県トラック協会、商業組合静岡県タクシー協会、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート
	○合法大麻店を標ぼうする店舗等に対する取締り（新規） 危険ドラッグ販売店等に対する取締りとして、県下合法大麻店を標ぼうする店舗に対し、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく監視と徹底的な取締りを行う。
	○医薬品等取扱施設への監視指導（新規） 医薬品販売者に対する立入検査の際に、濫用につながる恐れのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応が徹底されるよう指導を行う。
	○麻薬等取扱施設への監視指導（重点） 麻薬、向精神薬等の取扱施設への立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。

3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

取組の方向	具体的な取組
薬物依存者及びその家族への支援の充実	●リカバリーミーティングの実施（重点） 精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等の様々な依存を抱えた当事者及び家族を対象に、認知行動療法を取り入れたグループミーティングを実施することにより、依存症からの回復を図るとともに、依存問題を抱える者の生活を支える。（障害福祉課）
相談体制の充実強化	○相談窓口による薬物依存者等の支援（重点） - 依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等を通じた薬物依存者等の支援 ○薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知（新規） - 学生との協働により若年層の心に訴えるリーフレットを制作して薬物乱用通報・相談窓口を周知し、適切な支援に繋げる。
適切な医療保護対策の実施	●薬物依存者への適切な医療保護の実施 精神保健福祉法に基づく通報等により、関係機関が緊密に連携をとり、緊急に医療が必要な措置入院者を指定の精神科病院で保護するほか、受診指導及び助言を行う。（障害福祉課）

静岡県依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県における依存症者の支援に関することについて協議・検討するため、静岡県依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

- (1) 依存症対策に関すること。
- (2) その他依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会には部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

(別表)

静岡県依存症対策連絡協議会

委員

分 野	所 属
医 療	一般社団法人静岡県医師会
医 療	聖明病院院長
医 療	服部病院院長
医 療	静岡県立こころの医療センター院長
医 療	静岡県精神神経科診療所協会
福 祉	静岡県精神保健福祉士協会
自 助	公益財団法人静岡県断酒会
自 助	スルガダルク
自 助	静岡ダルク
自 助	G A静岡グループ
教 育	静岡県教育委員会健康体育課長
学 識	静岡福祉大学 名誉教授 山城 厚生
法 務	静岡保護観察所長
行 政	静岡県保健所長会
行 政	静岡県精神保福祉センター長
行 政	静岡市こころの健康センター長
行 政	浜松市精神保健福祉センター長